

# 秦野市環境報告書

令和2年度版

(2020年度版)



令和2(2020)年 11月

秦 野 市



令和2年度秦野市環境ポスター 最優秀作品

上段左	小学校低学年の部	南が丘小学校 3年	木村 結音さん
上段右	〃	大根小学校 3年	西中 聡理さん
下段左	小学校高学年の部	西小学校 4年	荒井 志文さん
下段右	〃	東小学校 6年	高橋 嵐さん

## 第1章 秦野市環境基本計画（第2次計画）後期基本計画

1 計画の目的	3
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	4

## 第2章 環境の現況と課題

1 自然環境	7
2 生活環境	14
3 都市環境	18
4 循環	19
5 地球環境	20
6 環境教育・学習、パートナーシップ	23

## 第3章 5年後へ向かって

1 計画の体系	25
2 基本施策の実施状況及び数値目標の達成状況	
(1) 森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち ～自然共生型社会の実現を目指して～	27
(2) 地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち ～低炭素型社会の実現を目指して～	33
(3) ごみの減量と資源循環を進め、環境への負荷が小さいまち ～循環型社会の実現を目指して～	37

(4) 丹沢の緑やまの景観が調和した健康な魅力あるまち ～快適な都市空間の実現を目指して～ .....	41
(5) 環境学習などによる人材育成と 協働・連携による推進体制づくり .....	45
(6) 基本施策別数値目標の達成状況 .....	47

### 【参考資料】

1 地球温暖化問題に係る国際的な経過 .....	49
【平成30年度以降】	
2 秦野市環境基本条例 .....	51
3 用語解説 .....	56

# 第 1 章 秦野市環境基本計画 (第 2 次計画) 後期基本計画

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ



## 1 計画の目的

秦野市は、丹沢山塊や湧水群など水と緑に恵まれた環境を有する中、首都圏の中核都市として発展してきました。

しかしながら、人口の増加や産業の拡大など都市としての発展に伴い、緑の減少や公害の多様化、廃棄物の増加など、環境に与える影響が問題となってきています。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境問題が地球規模で広がるとともに、微小粒子状物質（PM2.5）といった新たな環境問題が発生し、環境の影響が将来世代まで及ぶようになってきています。

このような状況を踏まえ、秦野市環境基本計画は、秦野の恵みある自然を守り、地域の環境問題に責任を持って対処し、地球規模に及ぶ環境への影響を視野に入れながら、市民・事業者・市が一体となって、秦野の環境を後世に継承していくことを目的とし、環境に関する目標、目標を実現するための市民・事業者・市の取り組みなどを明らかにしています。

「秦野市環境基本計画」（第1次計画）は、「秦野市総合計画（はだの2010プラン）」に定められた都市像「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」を実現するため、平成12年3月に策定しました。

しかし、第1次計画策定当初と比べると、地球温暖化問題のように温室効果ガス排出の大幅な削減や生物多様性の確保などの新たな課題が生じています。

また、第1次産業から第3次産業まで広く環境にかかわる事業活動が注目され、産業構造の変化に対応した総合的な環境施策が重要となっています。こうしたことから、身近な生活環境から自然環境、地球規模の環境問題を視野に入れたまちづくりを目指し第1次計画を改定、平成28年3月に「秦野市環境基本計画」（第2次計画）後期基本計画を策定しました。

さらに、第2次計画策定後の自然的・社会的状況の変化に対応するため同計画を改定するとともに、秦野市地球温暖化防止対策実行計画を組み込み、「秦野市環境基本計画（第2次計画）後期基本計画」として策定しました。

## 2 計画の期間

具体的な計画の期間は、「秦野市総合計画（HADANO2020 プラン）」に合わせ、平成 23 年度から令和 2 年度としますが、社会的・自然的状況の変化に対応するため、中間年度である平成 27 年度に見直しを行いました。

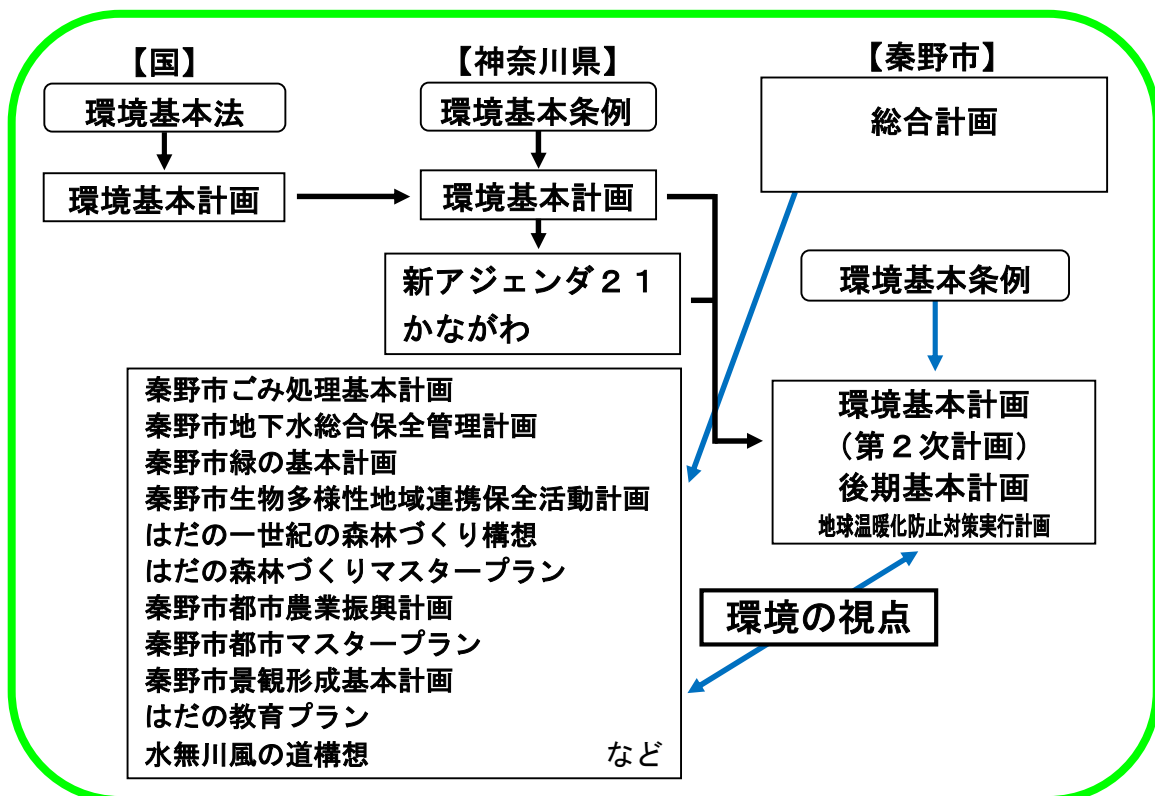
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
	環境基本計画（第 2 次計画）計画期間									
				見直し					見直し	

## 3 計画の位置づけ

環境基本計画は、秦野市環境基本条例第 10 条に基づき策定し、「秦野市総合計画」に定める、将来像「みどり豊かな暮らしよい都市」を実現するための環境部門の基本計画です。

環境問題は部局を超えた総合的な施策展開が求められることから、第 2 次環境基本計画も他部局の計画を「環境」の視点から統括するとともに施策融合を図りながら実行を担保する計画として位置付けます。

また、地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付け、本計画に組み込むものとします。





## 第2章 環境の現況と課題

- 1 自然環境
- 2 生活環境
- 3 都市環境
- 4 循環
- 5 地球環境
- 6 環境教育・学習、パートナーシップ



# 1 自然環境

## (1) 森林

### 【現況と課題】

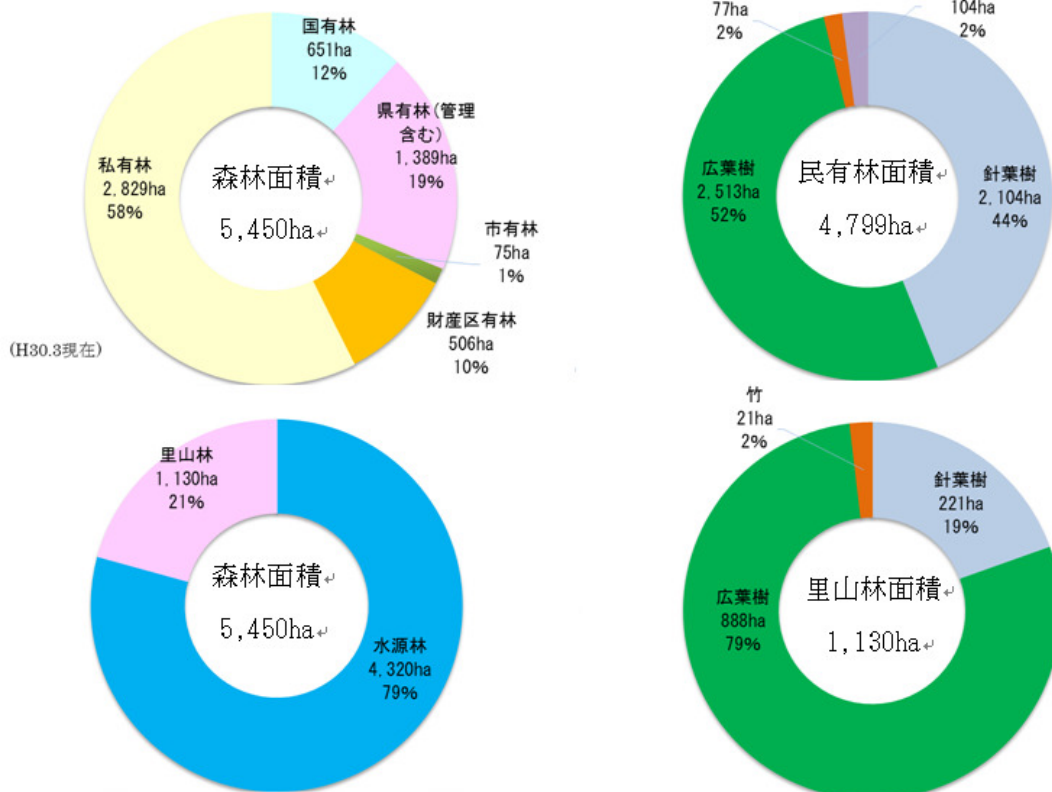
本市では、丹沢山地をはじめ、弘法山や渋沢丘陵などに森林が広がり、森林面積は5,450ヘクタールと市の総面積の53%を占めています。標高300メートルまでを里山、800メートルまでを山地、それ以上を奥山と分類していますが、その植生をみると、塔ノ岳、鍋割山など標高が高い地域はブナなどの自然林となっており、中腹部がスギ、ヒノキなどの人工林、市街地の背後に渋沢丘陵など里山の雑木林が広がっています。

平成16年に環境省里地里山保全再生モデル事業地に選定され、「里地里山保全再生モデル事業地域戦略」を策定しました。さらに平成26年には地域戦略の行動計画として「秦野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、里地里山保全活動を積極的に展開しており、本活動が評価され、平成27年には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されました。林業も県下で最も盛んに行われており、秦野産材のブランド化にも取り組んでいます。

平成20年に、人と自然が共生した秦野らしい森林づくりを目指し、「はだの一世紀の森林づくり構想」を策定しました。平成22年には、第61回全国植樹祭の記念式典が本市で開催され、市民の森林や緑に対する理解が高まり、市民・事業者参加の協働による森林づくりを推進しています。

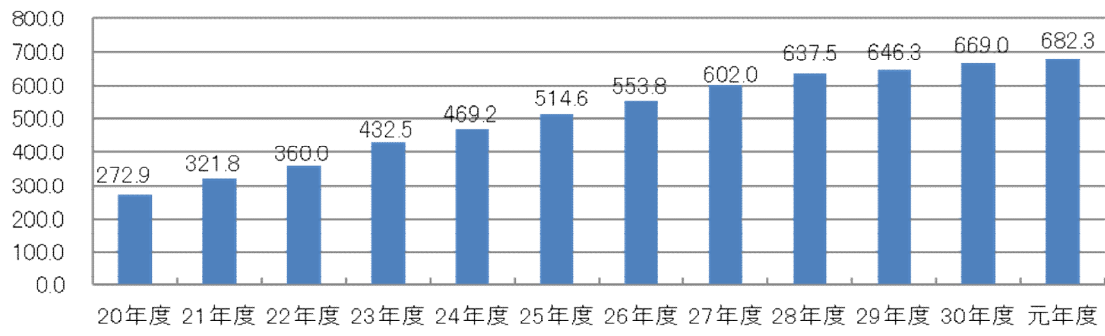
なお、里山保全再生団体が整備している森林は、メンバーの高齢化や活動の継続性等の課題があります。

森林の状況



資料：秦野市生物多様性地域連携保全活動計画（改訂版）

里山整備面積累計 (ha)



## (2) 農 地

### 【現況と課題】

本市の農地は、市街地を取り囲むように山裾や丘陵まで広がっています。盆地に広がるなだらかな畑は、丹沢の山並みとともに本市の原風景になっています。

本市の農業は、大消費地である東京や横浜などに近いという地理的条件を生かした露地栽培や施設園芸、果樹、畜産やこれらを組み合わせた複合的な経営形態となっています。

農地の経営耕地面積は、昭和 60 年から 56%も減少し、平成 27 年には 595ha となっています。この理由の多くは、農地から他の用途への転用によるものですが、近年では、耕作放棄地の拡大が大きく影響しています。

耕作放棄地は、荒廃地の解消活動や農地の利用集積促進、多面的機能の活用といった取組により近年はやや減少傾向にあります。平成 27 年の耕作放棄地は 149ha で、この 30 年間で 1.5 倍も増大しています。

耕作放棄地の増加は、農地相続人の管理放棄と農業者の高齢化に加え、丹沢山麓を中心とした鳥獣被害の増加による営農意欲の減退によるものと考えられます。

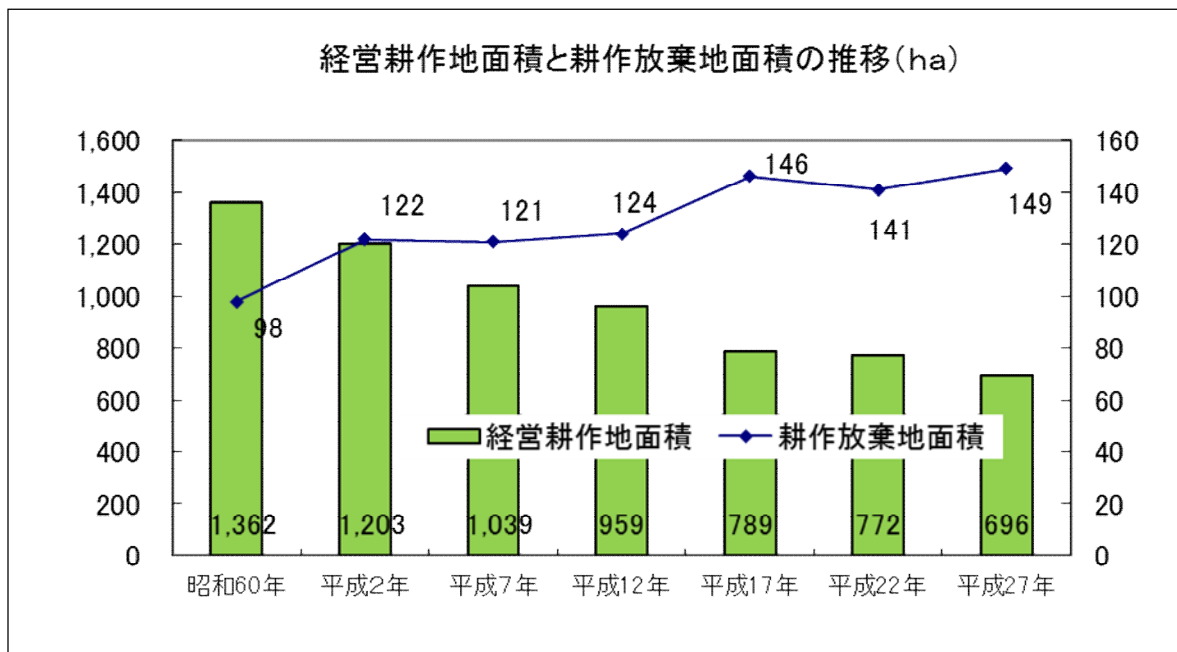
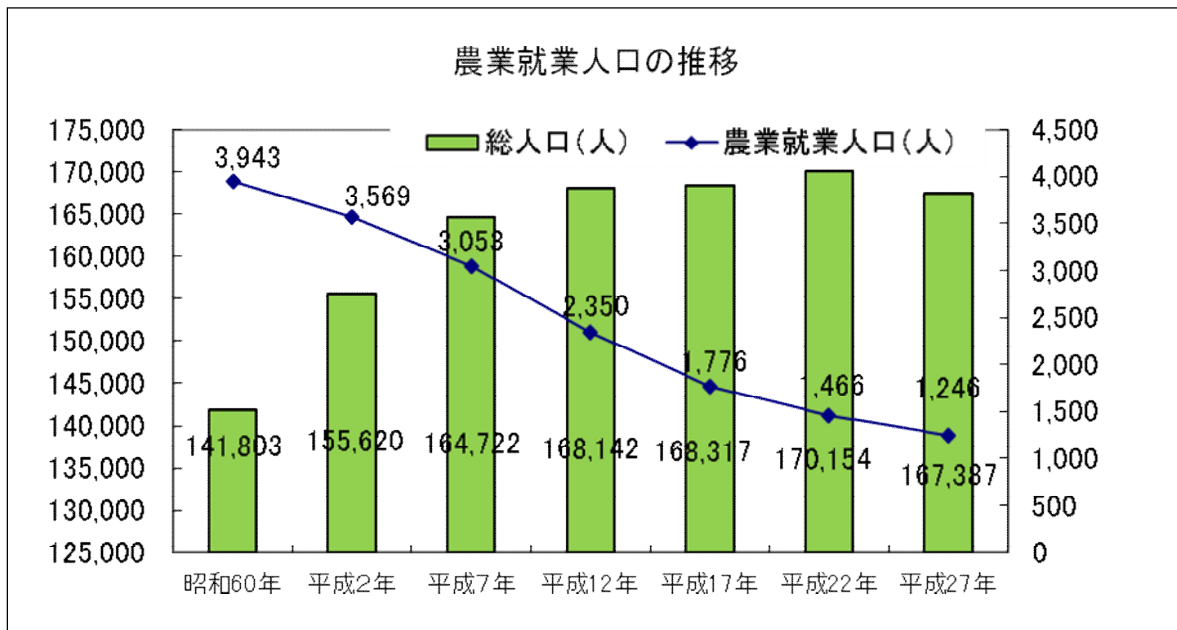
このような荒廃農地を解消する活動として、はだの都市農業支援センターや農業委員会、市民ボランティアなどが協力し、平成 13 年度から令和元年までの 19 年間に復元可能な約 36ha の農地を復元し、有効利用しています。

耕作放棄地の拡大に対応するため、農地の賃借等により農地を流動化させて、担い手農家へ農地利用集積を図るため、農地中間管理機構や農業委員会と連携し、農地の貸し付けや借り受け等の意向の把握・整理や担い手育成・荒廃農地解消活動と連動した取組を推進しています。

加えて、幅広く農業の担い手を確保することが必要であることから「はだの都市農業支援センター」が中心となり「はだの市民農業塾」を開設し、農業参画の形態に応じた多様な農業の担い手の育成に取り組み、令和元年度までに 73 人の新規就農者が誕生しています。

このような新規就農者に対して、神奈川県が実施する「かながわ農業サポーター事業」を通して就農後における農地の確保や簡易な農地整備への支援をしています。

また、里地里山の有する風景、生物多様性、生活文化の伝承の場等の多面的機能の発揮と次世代への継承を図るため、神奈川県「里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、市内 5 地区が「里地里山保全等地域」として選定され、田畑整備や米づくりなどの取組を通じて里地の保全再生活動を進めています。



資料：2015年農林業センサス・平成27年国勢調査

※耕作放棄地面積は、総農家（販売農家＋自給的農家）の数値（土地持ち非農家の耕作放棄地面積はカウントしていません）。

### (3) 水（地下水）

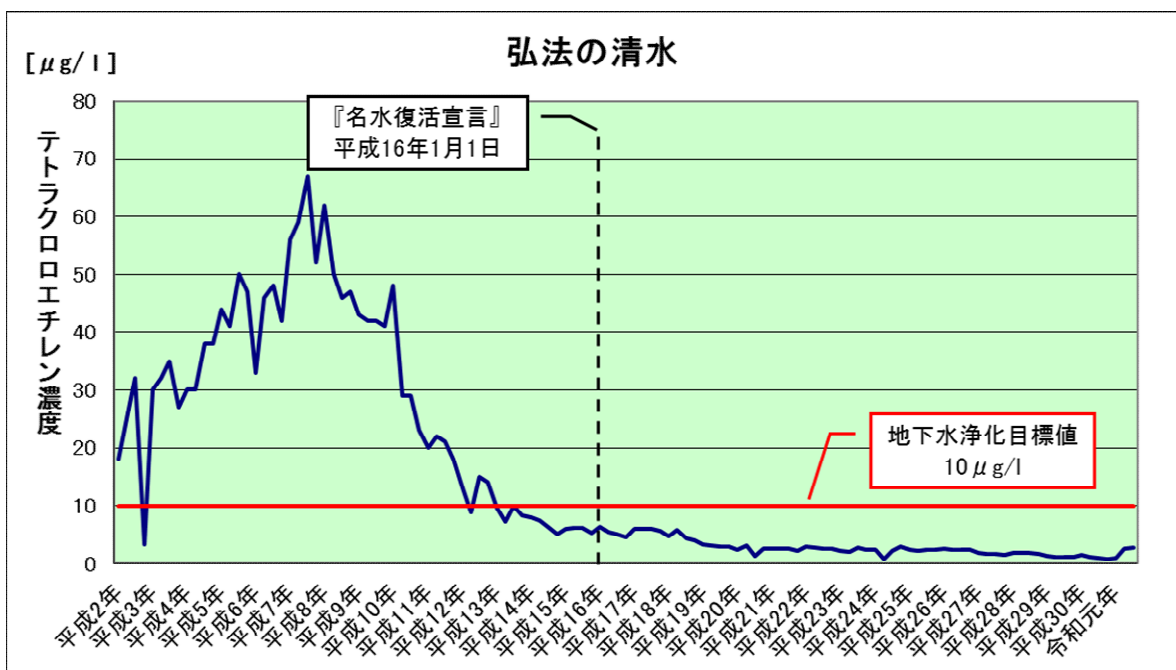
#### 【現況と課題】

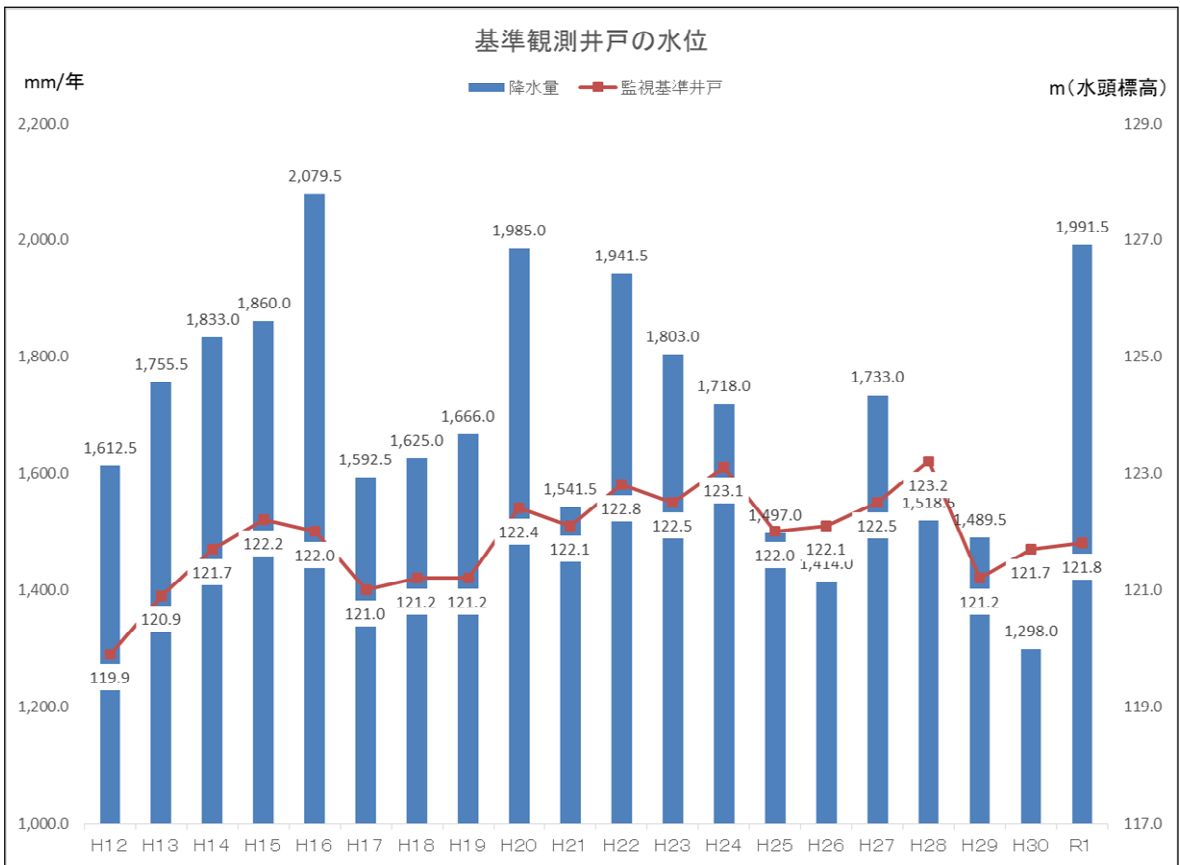
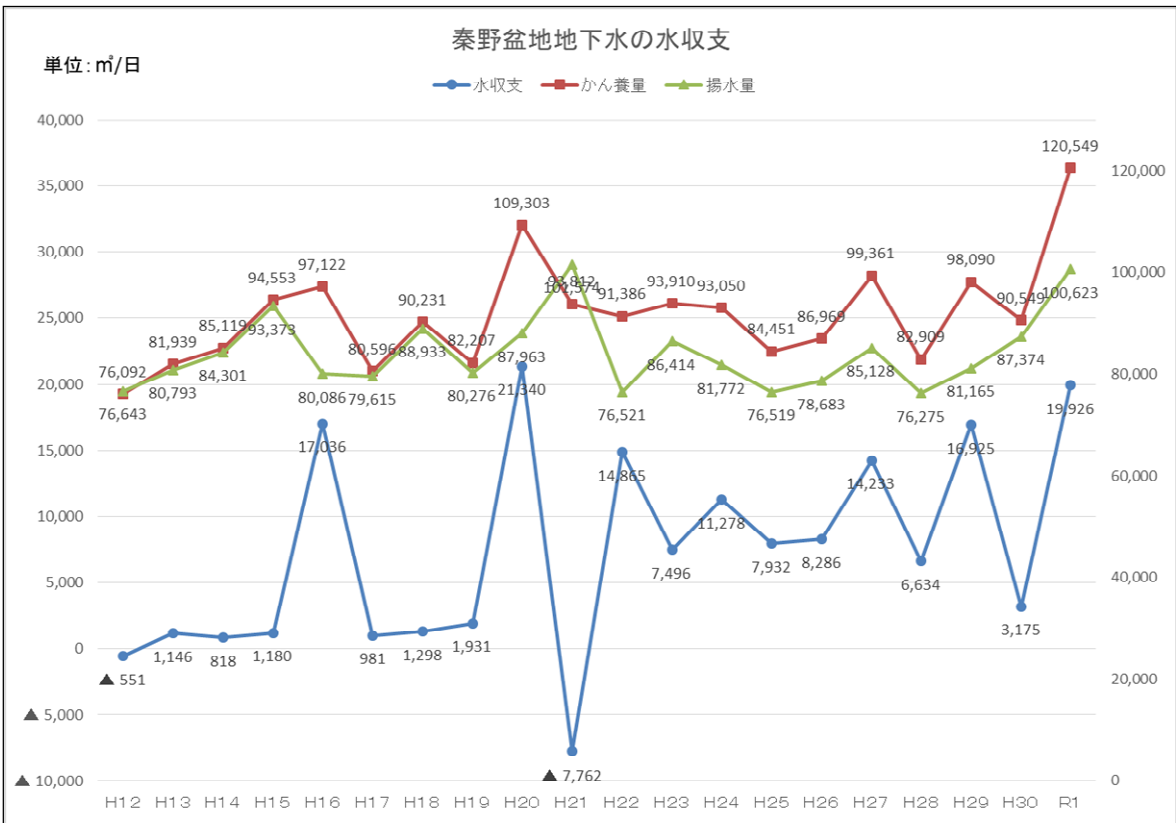
丹沢山地や秦野盆地に降った雨は盆地山側で地下に浸透し、地下水として貯えられています。盆地の地下は天然の水がめ構造となっており、その量は約2.8億立方メートルと推定されています。この地下水は、市民の生活用水などとして利用され、人々に恵みを与えています。また、盆地南部では地下水が各所に湧き出しており、「秦野盆地湧水群」として昭和60年に環境省の名水百選に選ばれています。

本市は、地下水利用協力金や神奈川県の水源環境保全・再生市町村補助金などを財源とし、積極的に森林整備を推進しているほか、市民共有の財産であり、命の源となる地下水を保全するため、休耕田などを利用した水田かん養や歩道の透水性舗装の施工、家庭用雨水浸透ますの設置補助など、さまざまな地下水かん養事業を進めています。その結果、水収支の傾向から見ると、年間降水量が減少傾向にあるにもかかわらず、黒字収支傾向にあることから、極端な少雨年（渇水年）を除き、健全な水循環が維持されているものと考えられます。そこで、市民共有の財産にふさわしい利活用を図るため、秦野名水の利活用指針を策定し、秦野名水による地域の発展と持続可能な利活用に努めています。

また、平成元年に工場等からの化学物質により、地下水の汚染が判明しましたが、浄化作業を進めた結果、平成16年に名水の復活宣言をすることができました。平成28年には、環境省が行った～名水百選30周年記念～「名水百選」選抜総選挙の「おいしさがすばらしい名水部門」で、ボトルドウォーター「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」が、全国第1位となりました。

しかし、近年、水田かん養や家庭用雨水浸透ますの新規設置が減少傾向にありますので、秦野名水である地下水のかん養に対する市民意識の向上が課題となっています。







#### (4) 生 物

##### 【現況と課題】

渋沢丘陵などの雑木林や各地区の谷戸田には、ムササビやホトケドジョウ、ゲンジボタルなどの多種多様な生き物が生息しています。

しかし、雑木林や谷戸田の減少などによりオオタカやアカハライモリなどの貴重な生き物の生息環境が悪化しており、シカやイノシシなどの野生鳥獣による農作物の被害も発生しているとともに、外来種による生態系への影響も懸念されていますので、対策を講じる必要があります。

秦野市の里山では、ホトケドジョウ、アカハライモリなど「神奈川県レッドデータブック」に該当する希少な生き物が多数確認されています。このような希少・貴重な野生の生き物が生息している水辺などを保護するため、平成12年度に指定のための根拠となる「秦野市みどり条例」を制定し、平成13年度から23年度までに柳川や渋沢、峠、名古木、千村地区で「生き物の里」を6カ所指定しました。

「生き物の里」の管理運営は地域住民が担っているため、住民による生き物の生息環境への関心を高めることができるとともに、各指定地においてビオトープなど地域性を生かした独自の管理を行っています。地域にあった適切な管理をすることで生き物の種類が増え、生物多様性の環境づくりを進めることができました。

##### ◆生き物の里指定状況

指定番号	地区	面積(m <sup>2</sup> )	主な生き物	指定時期
1	柳川	6,118	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成13年度
2	渋沢	3,255	ホトケドジョウ・アズマヒキガエル	平成16年度
3	峠	2,639	ホトケドジョウ・ゲンジソウ	平成18年度
4	名古木	1,211	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成19年度
5	千村	6,919	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成23年度
6	深沢	7,088	ホトケドジョウ・アカハライモリ	平成23年度



希少生物が多く生息する、柳川生き物の里（市指定1号）

## 2 生活環境

### (1) 大気

#### 【現況と課題】

大気汚染の状況は、神奈川県で設置した一般環境大気測定局（一般局）と自動車排出ガス測定局（自排局）で測定している項目では、光化学オキシダントを除き、ここ数年は横ばいまたは低下傾向を示しています。

光化学オキシダントは、令和元年度に本市でも光化学スモッグ注意報の発令基準である0.12ppmを超えた日数が1日ありました。

環境基準の達成状況をみると、一般局では、二酸化窒素、微小粒子状物質、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は達成、光化学オキシダントが非達成でした。自排局では測定した物質すべてが環境基準を達成しています。

また、化学物質の排出状況と有害性を考慮して選定した物質（21物質）による大気汚染の状況を把握するためのモニタリング調査も県が実施し、全て基準や指針を達成しています。

#### ◆大気汚染にかかる環境基準及び適合状況

環境基準を達成「○」、未達成「×」

物質	環境基準	一般局		自排局	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	○		○	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期	○	長期	○
		短期	○	短期	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期	○	長期	○
		短期	○	短期	○
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	×		未測定	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期	○	未測定	
		短期	○		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	未測定		長期	○
				短期	○

物質	環境基準	秦野市役所
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	○
トリクロロエチレン	年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	○
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	○
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	○
ダイオキシン類	大気は0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下、土壌は1,000pg-TEQ/g以下、水質（河川・地下水）1pg-TEQ/l以下、河川底質150pg-TEQ/g以下であること。	○

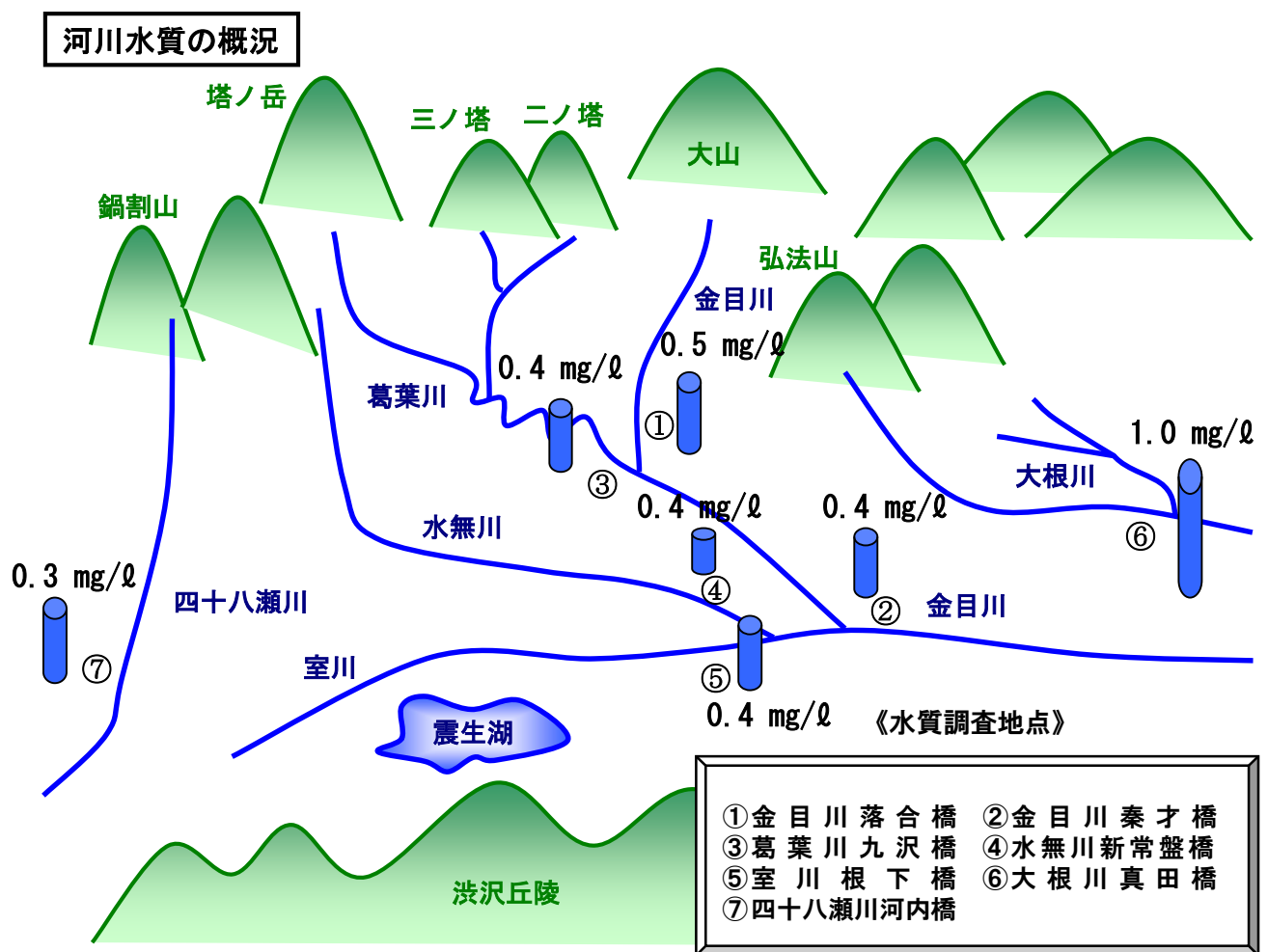
## (2) 水質・河川

### 【現況と課題】

本市を流れる水無川に代表される主要河川は、秦野盆地内の扇状地帯を流れ、流水の多くは浸透性の高い上流で地下に浸透します。このため、市街地の生活排水や事業所排水は自然水による希釈が行われにくくなっています。

本市河川の流域における市街化区域は公共下水道（污水）の整備をほぼ完成しており、水質も改善していますが、どの河川でも降水量による流量の増減が水質を変化させる大きな要因と考えられます。

令和元年度の BOD の数値は、すべての河川で環境基準（大根川 5.0mg/l 以下・大根川以外 2.0 mg/l 以下）を適合しています。



令和元年度

### (3) 土 壤

#### 【現況と課題】

土壌にはさまざまな生物や微生物が生息しており、物質の分解などによる物質循環機能や水質浄化機能などの環境保全機能を有しています。

しかし、ゴルフ場などの農薬の使用は、土壌環境への影響が懸念されます。本市では、地域住民の健康とより良い生活環境を保全するため、市内5カ所のゴルフ場と環境保全協定を結び、平成元年度から農薬使用量を把握し、ゴルフ場直下の水路で、農薬散布後の水質調査を年2回実施していますが、調査結果は環境省の指針値以下で、問題はありませんでした。

### (4) 騒音・振動

#### 【現況と課題】

市内の主な騒音には、東名高速道路や国道246号からの自動車騒音や事業所の操業に伴う騒音、建設や解体作業に伴う騒音、飲食店等からのカラオケ騒音、娯楽施設・商店からの営業騒音、一般家庭からの生活騒音等があります。

近年は、住工混在地域に立地する小規模工場からの騒音や、飲食店等のカラオケ騒音、建設現場の作業音などの騒音等が問題となりやすい傾向にあります。

また、明確な規制基準がない低周波音に関する問題も増加傾向しつつあります。

振動は、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、人に心理的・生理的な悪影響を及ぼすとともに、家屋等に対して物理的被害を発生させるおそれもあります。

近年は、自動車や鉄道などの交通振動や工場の操業に伴う振動、建設や解体工事の作業に伴う振動など、騒音と同様に発生源が多様化しています。

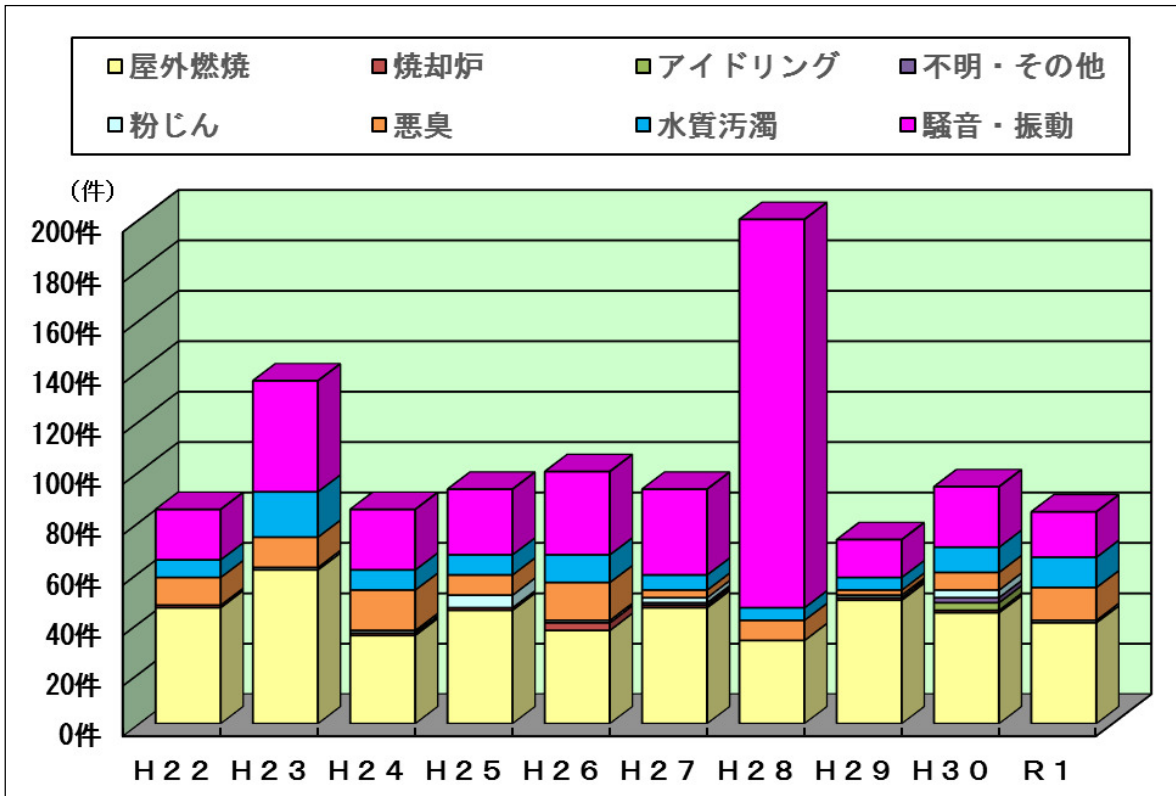
### (5) ダイオキシン類

#### 【現況と課題】

ダイオキシン類の発生の抑制として、県条例に基づき事業所へ定期的に立入調査を実施し、監視や指導を実施し大気汚染防止に努め、焼却灰による土壌汚染の防止のため、焼却灰の保管や管理の監視・指導をしています。

令和元年度は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制対象となっている廃棄物焼却炉3基(2事業場)の排出ガス調査を実施しました。調査結果については、すべての廃棄物焼却炉について規制基準を遵守していました。

### 年度別公害苦情発生状況



### 3 都市環境

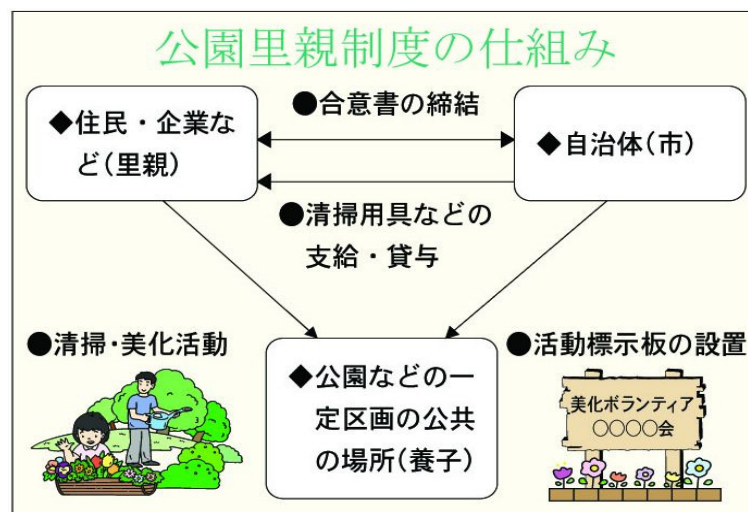
#### 【現況と課題】

良好なまちなみを形成するため、駅周辺などでは無電柱化や電線類の地中化を進めているほか、平成18年4月1日に施行した「秦野市景観まちづくり条例」及び「ふるさと秦野生活美観計画－景観計画－」により、本市の緑豊かな自然や暮らしの中で培われてきた歴史、文化など地域の特性を生かしたまちづくりを推進しています。

また、「ふるさと秦野生活美観表彰」など、市民が参加するまちづくりの普及及び啓発を行っています。

さらに、花や緑のあふれる空間づくりを進めるため慶事の記念として苗木を配布したほか、遊休農地解消対策事業として農業者など土地の所有者による菜の花等の植え付け等、花のある観光地づくりなどを実施し、市内外から多くの人でにぎわっています。

公園や緑地などは、市民の憩いやふれあいの場として、多くの市民に愛される公園や緑地を目指し、公園愛護会や道路・公園里親制度（アダプトプログラム）など市民との協働による維持管理に努めています。



アダプト制度により整備されている花壇

## 4 循環

### 【現況と課題】

資源やエネルギーを有効に使う「循環型社会」の確立を目指し、廃棄物の減量を進めるため、平成11年度から6分別19品目の分別収集を開始し、その後も、平成19年度から剪定枝、平成23年度から廃食用油の資源化を図ってきました。

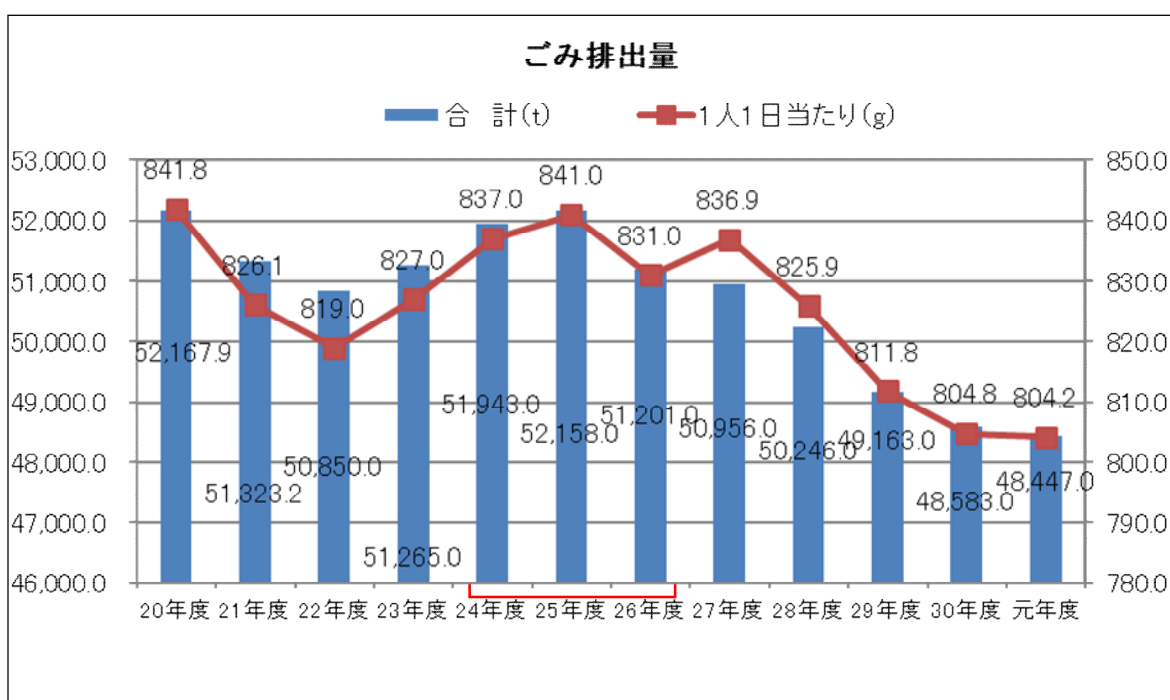
平成22年度まで減少傾向にあったごみの排出量も年々増加したため、平成25年度にこれまで焼却していた木質系の粗大ごみを、また、平成27年度には、布団や毛布の資源化を開始し、さらなるごみの資源化を図りました。

また、平成28年度から市内一斉美化清掃や公共施設から排出される草類の資源化を開始するとともに、令和元年度には草木類の分別収集を従来の剪定枝の収集と統合し、市内全域に拡大しました。

さらに、ごみの現状や減量目標が見える化したパネルを市役所や公民館などの公共施設に掲示するとともに、古紙類として出せる品目の追加や紙袋を利用した出し方の簡素化を進めました。

また、公民館を中心に各地区13か所に資源物受入れのためのストックハウスを設置し、資源物の分別強化を図りました。

一方、食品ロス対策として、もったいないDayにおいて、フードドライブを実施し、秦野市社会福祉協議会、みんなの食堂に引き渡しました。



## 5 地球環境

### 【現況と課題】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定される温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6種類とされ、その中でも、二酸化炭素においては、地球温暖化への影響が大きいとされています。

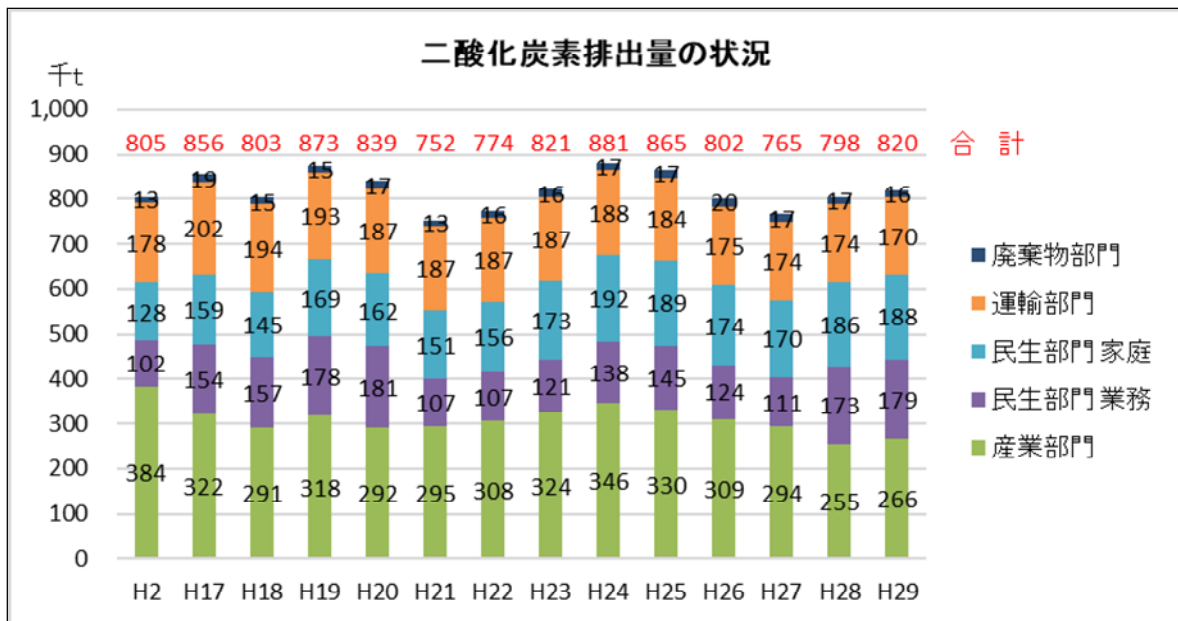
本市では、温室効果ガスの約95%を占める二酸化炭素を削減の対象として排出量の推計を行っています。特に、家庭から排出される二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、家庭用機器の多様化や普及率の増加、世帯数の増加などにより電力等のエネルギー消費が増加したことなどが考えられます。

そのため、本市では地球温暖化対策として、ごみ減量を中心とした省資源の推進やゴーヤのグリーンカーテンなどによる省エネルギーの推進、エコチャレンジシートによる普及啓発活動などを実施しています。

また、平成16年度に「秦野市TDM(交通需要マネジメント)実施計画」を策定し、事業所自主参加型エコ通勤デーや交通スリム化キャンペーン及び交通スリム化教育等の施策を進め、交通スリム化の更なる普及促進に努めています。

さらに、地球温暖化に起因する気候変動より、ゲリラ豪雨などの異常気象、米など農作物適地の北上、蚊などが媒介する感染症の増加、生物の生息域の変化など様々な影響が懸念され、特に、私たちの生活に大きく影響する災害に対しては、適応強化を図る必要があることから、河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラを設置するなど、対策を進めているところです。

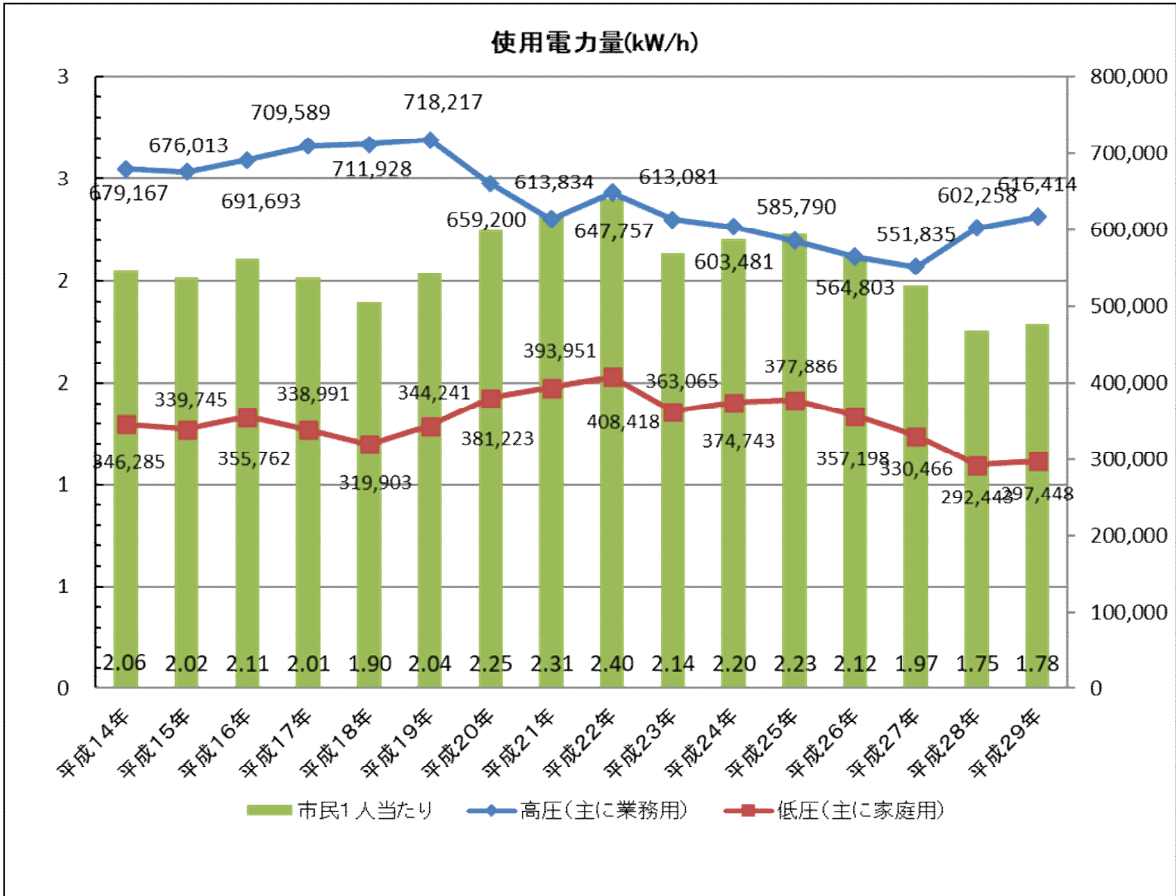
引き続き、地球温暖化防止月間等を中心に、普及啓発に努めるとともに、国・県の地球温暖化対策の動向を注視しながら取組を進める必要があります。



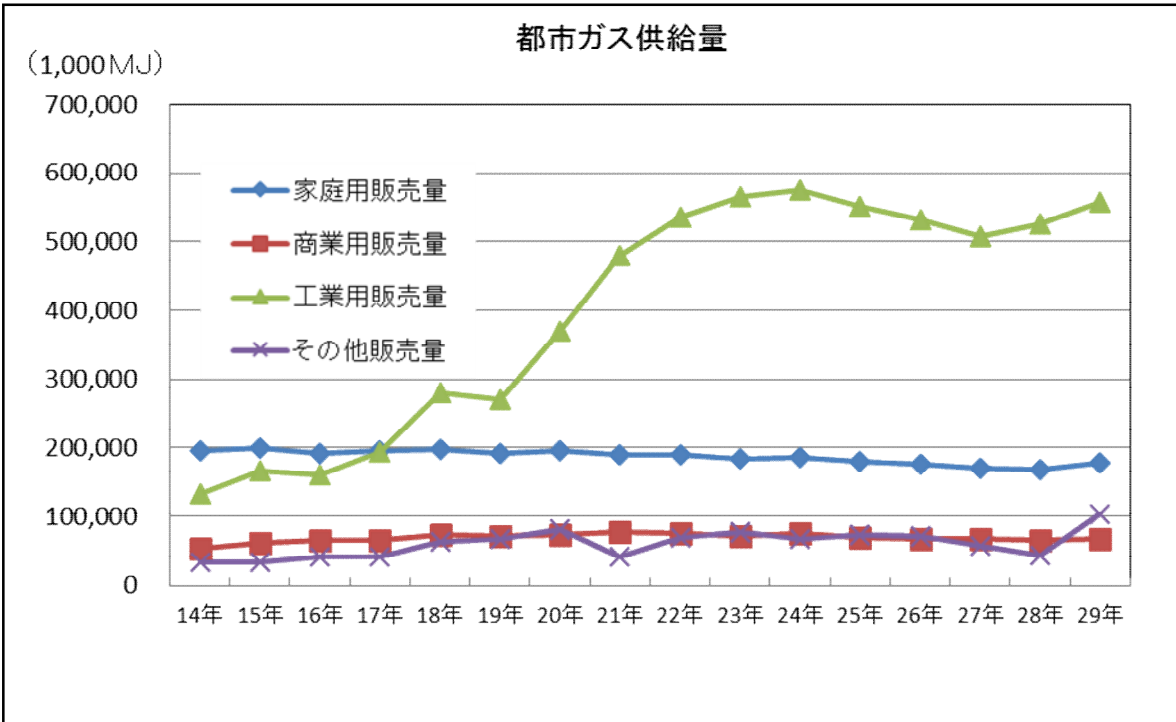
資料：「平成28年度秦野市内の二酸化炭素排出量推計結果」

※グラフ上部太字の数字は合計値。民生(家庭)部門には、運輸部門及び廃棄物部門における「家計利用寄与分」を含まない値。





※平成 28 年度以降の使用電気量については、経済産業省（総合エネルギー統計）等数値の按分により算出。



※平成 30 年度以降の供給量については、関係機関の協力が得られなかったためデータの更新ができません。今後については、国や県の動向を注視しながら検討していきます。



資料：「平成元年度版統計はだの統計要覧」

## 6 環境教育・学習、パートナーシップ

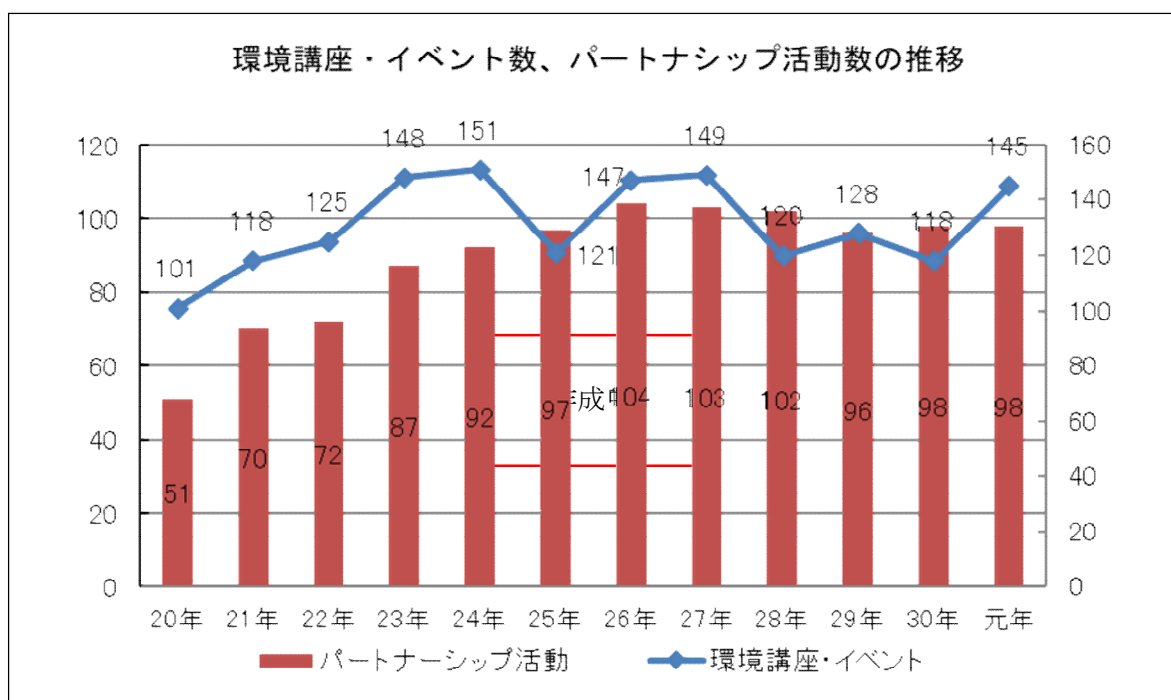
### 【現況と課題】

平成19年度から、環境学習の機会を提供するため、企業や環境団体の協力のもと幼稚園やこども園、保育園、小学校を対象に「はだのエコスクール」を実施しています。

教育委員会では環境教育の推進を図るため、平成20年度から里地里山を学習フィールドとした「里地里山自然環境活用学習」を、全ての幼稚園・こども園、小・中学校に研究委託し、実践しています。

一方、平成21年度から学校版環境ISOの取組として「エコキッズはだの」を推進し、各園・校で取組宣言（合言葉）を設定し、特に、平成23年度からは、幼小中一貫教育の一つとして位置づけ、子どもたちが主体的に参加する姿勢を育むことにつながる環境活動を実施しています。

また、市内の小学校の中から愛鳥モデル校を指定し、探鳥会や愛鳥コーナー設置等の愛鳥活動に取り組むとともに、環境教育のさらなる推進を図るため、平成27年度に、「はだの野鳥の会」と連携して「秦野の野鳥」（平成元年初版）を新訂版として刊行し、各校に配布しました。





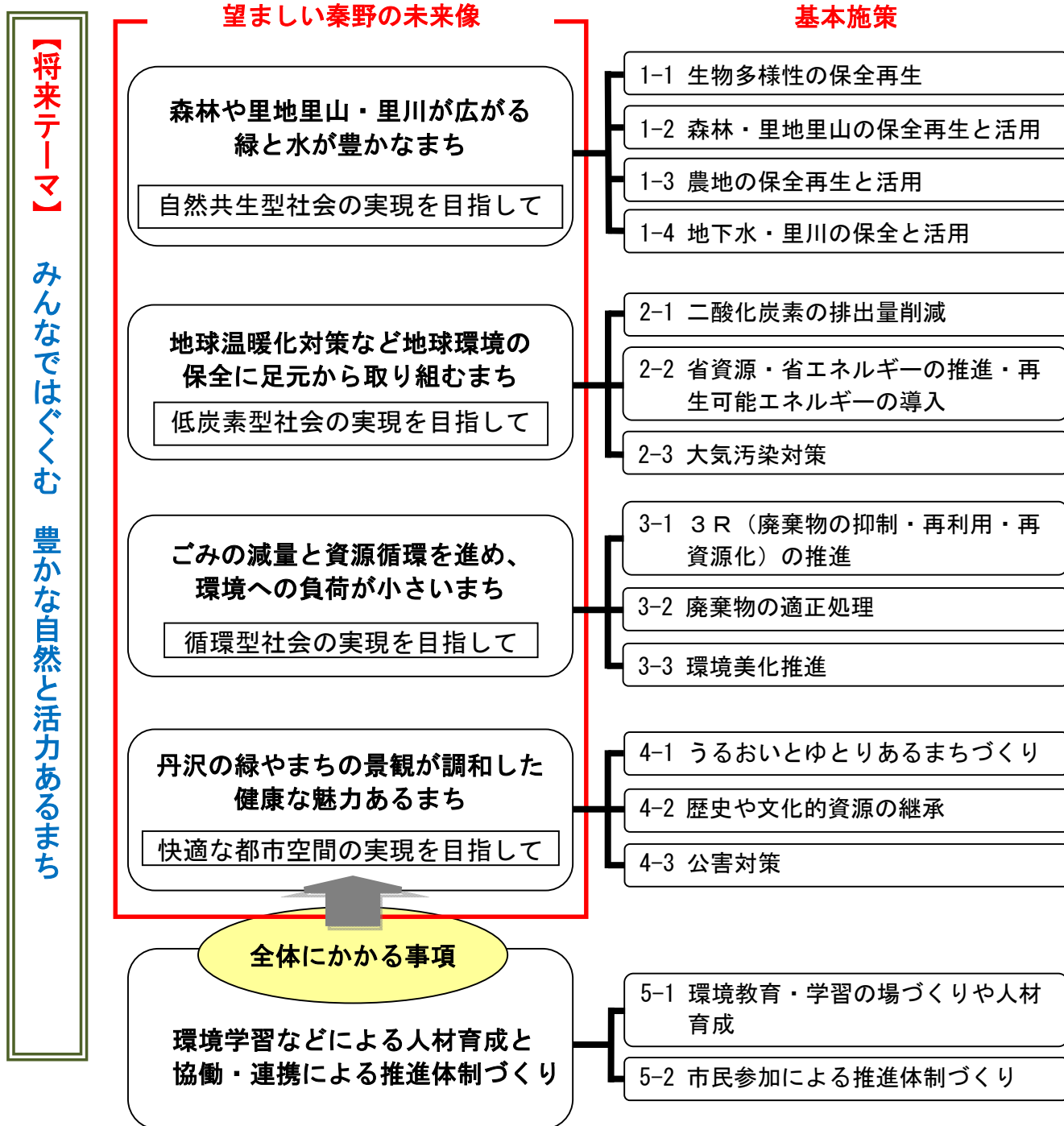
## 第3章 5年後へ向かって

### 1 計画の体系

### 2 基本施策の実施状況及び数値目標の達成状況

- (1) 森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち  
～自然共生型社会の実現を目指して～
- (2) 地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち  
～低炭素型社会の実現を目指して～
- (3) ごみの減量と資源循環を進め環境への負荷が小さいまち  
～循環型社会の実現を目指して～
- (4) 丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち  
～快適な都市空間の実現を目指して～
- (5) 環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり
- (6) 基本施策別数値目標の達成状況

# 1 計画の体系



**重点施策** それぞれつながりのある環境問題を着実に解決し、「望ましい秦野の未来像」を実現するため、重点的に取り組む施策を区域別に再掲しました。

**【奥山・山地】**

持続可能な森林づくりと市民共有の財産である地下水の保全活用

**【里地里山・里川】**

里地里山・里川の保全再生による活力ある地域づくり

**【市全体】**

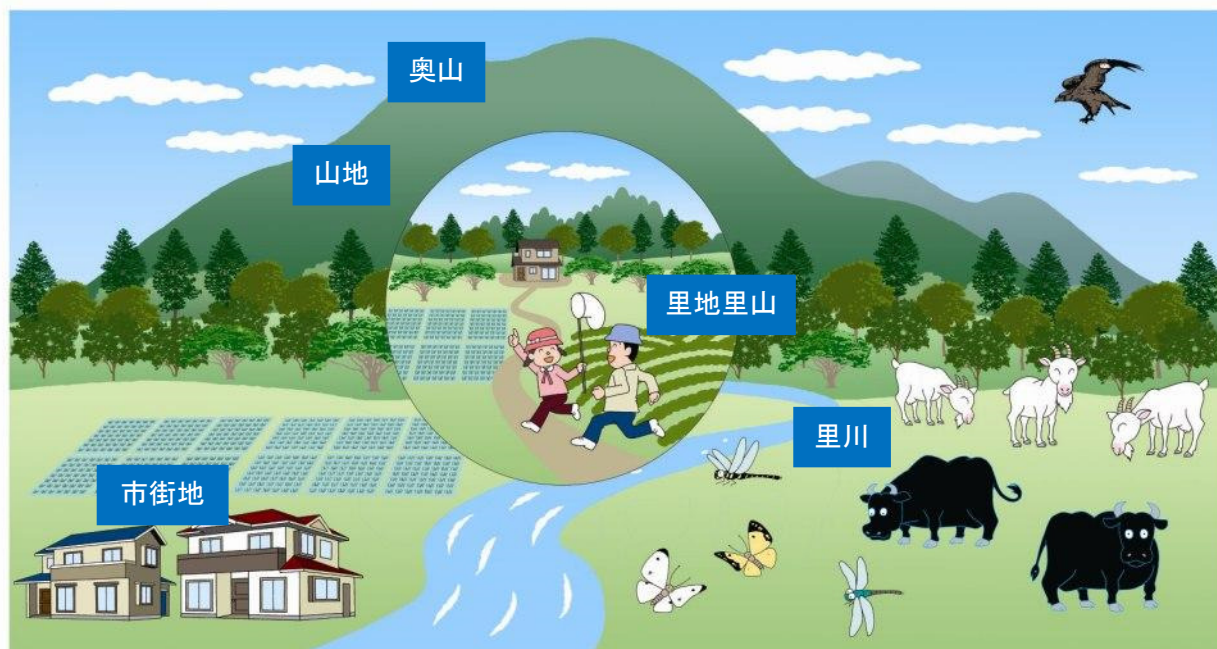
市民・事業者・市の協働による望ましい未来像の実現

**【市街地】**

低炭素・循環型社会の形成に向け身近な行動を実践

## 2 基本施策の実施状況及び数値目標の達成状況

- (1) 森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち  
～自然共生型社会の実現を目指して～



イラスト作成：阿木二郎

森林などに降った雨水は、秦野盆地に浸透し豊かな湧水や川となり、田畑を潤す水源となるなど、私たちの生活や産業を支えるだけでなく動植物の生息にも欠かせないものです。

平成 27 年に実施した市民意識調査の結果、将来の秦野のイメージについて「緑が豊かで自然に触れられるまち」が最も多く、次に「空気と水がおいしい潤いのあるまち」があげられています。

これらの豊かな自然環境は、秦野の財産であり「秦野らしさ」の象徴でもあります。生物多様性の保全など次世代に豊かな自然環境を引き継ぐためには、持続可能な森林づくりや全国的な傾向でもある農業の担い手不足の根本的解決、耕作放棄地の解消など、解決しなければならない問題が数多くあります。

基本施策の実施状況 ～森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち～

基本施策	具体的取組	評価(※)	評価の説明や取組みに対する自己評価	担当課
1-1 生物多様性の保全再生				
1 緑地保全対策や緑地の創造				
	「生き物の里」を指定するとともにその活動を充実させ、谷戸田などを保全します	B	生き物の里管理運営協議会により、草刈りや水路等の整備を実施し、生き物の里周辺の環境を保全しました。	環境共生課
	環境創出行為に対して、生物の生息環境の保全に対する指導を実施します	B	傾斜地や丘陵地における開発行為については、樹林等を保全するよう指導しました。	環境共生課
	ビオトープなど生物の生息空間をつくり、ネットワーク化します	B	いまいずみホテル公園や今泉名水桜公園が整備されています。	環境共生課
2 動植物の情報収集や保護対策				
	団体等の生き物調査と自然環境評価マップづくりを支援します	B	くずはの家周辺や養毛自然観察の森の動植物データを収集し、秦野の自然環境の経年変化を継続的に観測しています。また、はだのネイチャーウォッチングクラブの協力で、弘法山の自然観察会を実施しました。	環境共生課
	生物調査を継続して実施します	B	学識経験者による生物調査は実施できなかったが、職員やボランティアによる予備調査を実施しました。	環境共生課
	野生動物を保護し、適正な管理に努めます	B	市民からの通報に対し、秦野市獣医師会や県自然環境保全センターの協力を求めるなどの方法で、負傷、傷病鳥獣の保護に努め、希少動物の一部については、市民団体の協力を得て生息状況の調査を支援する方法で自然環境の保全指導にあたっています。	環境共生課
	生態系に影響を及ぼす外来動植物の対策を実施します	B	特定外来生物であるオオキンケイギクについては、広報等により市民に周知し駆除への協力を呼びかけるとともに、パトロールの実施や市民等からの問合せに対応しています。また、アライグマについては、河川等の緑地において計画捕獲を実施し、分布拡大防止に努めるとともに、ガビチョウ、ソウシチョウについても捕獲を実施しています。	環境共生課 農業振興課
1-2 森林・里地里山の保全再生と活用				
1 森林の維持・管理				
	需要の拡大等林業の新たな展開や経営に対し支援します	B	平成25年2月に地元林業、製材業関係者による「秦野産材活用推進協議会」を設立し、秦野産材の生産現場案内会など木材の地産地消に向けたPR活動を実施するとともに、秦野産木材の産地認証制度を開始し、秦野産材活用住宅助成制度と連携して、市内における需要拡大に取り組んでいます。	環境共生課
	里山保全活動ボランティアを育成します。	B	森林里山に対する基礎的な知識と技術を習得することで、里山意識の高揚や充実を図ることを目的に、平成17年度からボランティア養成研修講座を毎年開催しています。延べ236名受講	環境共生課
	水源の森林づくりを進めます	B	県と連携して実施している水源の森林づくり事業において、県の定める水源の森林エリア内で森林所有者と市が「協力協約」を締結した森林の整備（枝打・除間伐）に対して補助を実施しました。 協力協約確保面積：4.28ha 整備面積：10.55ha	環境共生課
	秦野産木材の需要拡大を図ります	B	平成25年2月に地元林業、製材業関係者による「秦野産材活用推進協議会」を設立し、秦野産材の生産現場案内会など木材の地産地消に向けたPR活動を実施するとともに、秦野産木材の産地認証制度を開始し、秦野産材活用住宅助成制度と連携して、市内における需要拡大に取り組んでいます。	環境共生課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。



基本施策の実施状況 ～森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち～

2 里地里山の維持管理・ふれあい空間づくり			
里山保全ボランティア団体への支援など、里地里山保全活動を推進します	B	手入れ不足と考えられる私有の里地里山において、保全再生活動を実施する里地里山保全ボランティア団体に対して補助を実施しました。 整備面積：45.7ha 里地里山保全ボランティア団体数：30団体	環境共生課
学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあいの機会をつくります	B	里山ふれあいセンターを市民が里山に触れ合う活動拠点として位置付け、各種事業を実施しました。 里山ふれあいセンター自主事業 参加者数：434人 また、小学生・大学生を対象に下草刈りや間伐、植樹等の森林体験学習を実施しました。 参加者数 秦野市立北小学校森林体験学習：154名 上智大学里山整備活動：34名	環境共生課
全国植樹祭を通じ育まれた植樹や育樹意識を啓発します	B	平成22年5月に開催された第61回全国植樹祭の取り組みの中で生まれた環境・森林保全への市民意識、市民力・地域力の高揚を促進させ、秦野らしい森林(もり)づくりを進めるため、はだの一世紀の森林(もり)づくり構想の推進に当たり、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施しました。 第12回実施 参加者数：144名	環境共生課
ハイキングコースや野外活動など触れ合いの場づくりを進めます	B	弘法山や震生湖、田原ふるさと公園付近、峠地区、上地区のハイキングコースに、花を背景とした美しい自然環境を創出し、誘客に努めました。また、水無川ハイキングコース上流におかめ桜と菜の花のコラボレーションを楽しめる空間を創出しました。	観光振興課
1-3 農地の保全再生と活用			
1 都市農業の推進			
秦野優良農産物等登録認証制度事業など地産地消を推進します	B	従来の「秦野ブランド農産物登録認証制度」をさらに発展させ、付加価値を付けることで産地ブランド化を推進するため、制度の見直しを行い、平成24年度より「秦野優良農産物等登録認証制度」として新しい制度をスタートさせました。 登録認証農産物：日本なし・ブルーベリー・ブルーベリージャム・ぶどう・花き・小麦・キウイフルーツ	農業振興課
環境保全型農業を推進します	B	環境保全型農業への取組みの充実を図るため、環境保全型農業を取り組む農業者からの要望取りまとめ及び情報提供を実施しました。	農業振興課
荒廃・遊休農地対策を推進します	B	荒廃・遊休農地の増加を防止、解消するため、農地整備代等を助成しました。 また、県が実施する「かながわ農業サポーター事業」を活用し、認定農業者や新規就農者等の担い手への農用地の利用集積を図りました。	農業振興課
多様な農業の担い手を育成します	B	はだの市民農業塾の実施や、国の助成制度を活用した多様な担い手の確保・育成を図るとともに、農業団体が実施する農業者育成指導活動並びに農業後継者に技術・経営能力を習得するための研修事業に支援を行い育成に努めました。	農業振興課
野生鳥獣による農林業の被害対策を進めます	B	農作物被害対策の取組みとしては、国、県及び市の補助事業を活用し銃器駆除及び箱わな、くくりわなの設置による個体数減ならびに、防護柵の設置による侵入防止、令和元年度においては、シカ119頭、イノシシ228頭、アライグマ14頭、ハクビシン68頭、カラス124羽を捕獲しました。	農業振興課
2 体験農業の支援・育成			
市民農園、ふれあい農園の整備を進めます	B	農業や食の重要性を市民に伝え、市民が農業に参加できる環境を整えるため、市民農園の利用促進、開設のための支援に努めました。	農業振興課
体験イベントの開催などふれあう機会をつくります	B	優良な農産物を紹介する農産物品評会や畜産まつり、田原ふるさと公園内「ふるさと伝承館」での農産物直売やそば打ち体験の実施など、市民の農業に触れ合う機会の推進に努めました。	農業振興課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

基本施策の実施状況 ～森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち～

観光農業を促進します	B	地域特性と地域資源を生かした観光農業等を促進するため、落花生等の掘り取り観光・観光いちご園、観光ブルーベリー園、農園オーナー制度及び農園ハイクなどの体験型農業の拡充、支援に努めました。	農業振興課
<b>1-4 地下水・里川の保全と活用</b>			
<b>1 地下水保全・活用、かん養対策</b>			
地下水位を観測します	B	観測井調査の際に75か所の地下水位を計測しました。秦野盆地のほぼ中央に位置する監視基準点の地下水位は、年平均121.8mでした。	環境共生課
雨水浸透施設の設置や公共施設での雨水利用を進めます	B	【経営総務課】 環境創出行為等により、雨水浸透施設6か所の設置を進めました。 【公共建築課】 新設・改築等を行った5施設で、雨水浸透施設を設置しました。	経営総務課 公共建築課
歩道の透水性舗装を進めます	B	※未実施 令和元年度においては、歩道の透水性舗装を施工できる箇所がなかったため。	道路整備課
水源の森林づくりを進めます(再掲)	B	県と連携して実施している水源の森林づくり事業において、県の定める水源の森林エリア内で森林所有者と市が「協力協約」を締結した森林の整備(枝打・除間伐)に対して補助を実施しました。 協力協約確保面積：4.28ha 整備面積：10.55ha	環境共生課
休耕田などを利用し、地下水のかん養を進めます	B	休耕田などを借り上げ、地下水をかん養しました。 菩提 面積：3,440㎡ かん養量：50,280㎡ 養毛 "：4,519㎡ "：125,439㎡ 寺山 "：3,310㎡ "：42,860㎡ 名古木 "：1,338㎡ "：18,386㎡ 合計 "：12,607㎡ "：236,965㎡	経営総務課
シンポジウムやエコツーリズムなどを実施します	B	秦野丹沢まつりの山開き関連行事として、集中登山を通じて水源である丹沢の自然に対する知識を深めるとともに、環境に対する意識を育むことを目的としたエコツーリズム「ガイド付き山岳ツアー」を実施しました。	観光振興課
<b>2 生活・工場排水対策や河川・地下水浄化対策</b>			
工場等の排出調査を実施し、監視・指導をします	B	水質調査を実施するとともに、違反事業所に対して改善指導を実施しました。 水質調査 年4回：延べ82社 改善指導：延べ2社	生活環境課
市街化区域の污水整備が概成しますが、公共下水道全体計画に基づき、計画区域内の整備を速やかに進めます	B	公共下水道の污水整備を進めました。 令和元年度末の実績 全体計画(2,580ha)：2,443.4ha(94.7%) 事業計画(2,525.4ha)：2,443.4ha(96.8%) 市街化整備(2,438.4ha)：2,395.0ha(98.2%)	下水道施設課
市街化調整区域については、家庭用小型合併浄化槽の転換を進めます	B	公共下水道の整備 公共下水道の整備を進めました。(令和2年3月31日現在) 行政人口(A)・・・160,730人 全体計画面積(B)・・・2,580ha 処理区域内人口(C)・・・141,701人 整備済面積(D)・・・2443.4ha 水洗化人口(E)・・・128,983人 処理区域内水栓数(F)・・・79,720 処理区域内下水道接続水栓数(G)70,293 普及率(C/A)・・・88.2% 整備率(D/B)・・・94.7% 水洗化率(E/C)・・・91.0% 接続率(G/F)・・・88.2% 小型合併浄化槽の設置 市街化調整区域において、建築行為を伴わずに家庭用小型合併浄化槽に転換した人に補助しています。(補助件数6件)	営業課 生活環境課

(※)評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

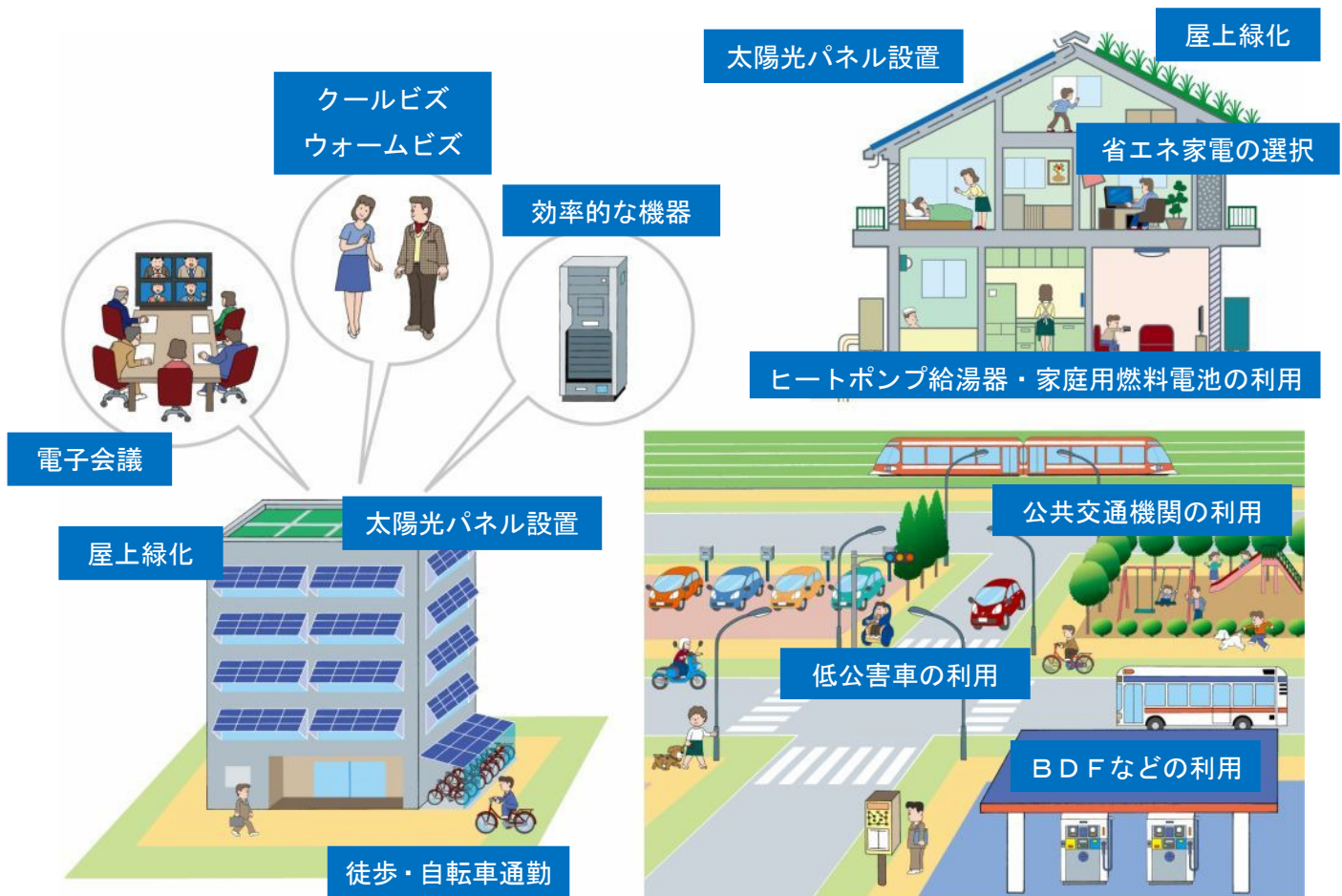
基本施策の実施状況 ～森林や里地里山・里川が広がる緑と水が豊かなまち～

河川水質汚濁の防止や地下水の浄化対策を進めます	B	秦野市地下水保全条例に基づき、観測井等による地下水質の監視及び関係事業者に対する指導・監督を行っています。 関係事業者数：46社 うち浄化事業終了者数：39社 地下水汚染の未然防止のために使用事業場に立入調査を実施しました。 立入事業者数：19社 地下水浄化事業を引き続き実施しました。 4か所 還元水量：約267,791m <sup>3</sup>	環境共生課
河川浄化月間等を通じて、河川浄化に対する意識を啓発します	B	大根川清掃 参加：130名、回収：320kg（可燃270kg、不燃・粗大50kg） 四十八瀬川環境ウォーク 参加：70名、回収：15kg（混在） 金目川環境ウォーク 参加：35名、回収：5kg（混在） 水生生物教室 参加：26名 ※葛葉川美化清掃は雨天中止、水無川清掃は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止。	環境共生課
「湘南里川づくり」など里川づくりに取り組みます	B	金目川水系の河川等を地域の貴重な財産として、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくために、里川の保全に取り組む団体等と関係機関（本市、県、平塚市及び伊勢原市）とが連携して、河川等の保全に向けた啓発活動に取り組んでいます。 各地域で開催されたミニフォーラムのほか、東海大学と連携し、2月2日に開催された「湘南里川づくりフォーラム2020」では、「金目川水系の今後」をテーマに、生物多様性や水源林等の重要性を多くの人と共有することができました。	総合政策課
<b>3 土壌汚染防止対策</b>			
ゴルフ場での農薬使用量を把握し、減量化などを指導します	B	市内にある5ゴルフ場の直下の水路において農薬水質調査を実施しました。また、環境保全協定の規定に基づき、1年間の農薬使用結果等について報告を受けました。 農薬水質調査：2回	生活環境課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。



(2) 地球温暖化対策など地球環境の保全に足元から取り組むまち  
～低炭素型社会の実現を目指して～



イラスト作成：阿木二郎

私たちの暮らしだけでなく、生態系にも影響のある地球温暖化問題をはじめとする地球環境の保全は、国や県などの総括的な取組だけでなく、あらゆる主体による取組が必要となっています。

本市では、秦野市地球温暖化対策地域推進計画を平成 21 年度に策定し、住宅用太陽光発電<sup>1</sup>や木質バイオマスストーブ導入に対する補助<sup>2</sup>など省エネルギーの推進や、はだの交通スリム化プロジェクトで自動車の効率的利用や公共交通への転換を促すなど、二酸化炭素排出削減に向けた取組を進めてきました。<sup>1,2</sup>ともに終了

しかし、削減目標であった平成 24 年度の二酸化炭素排出量 2%削減（平成 2 年度比）については、達成することができませんでした。今後は、二酸化炭素の削減に向けて、吸収源となる森林の整備とともに、市民や事業者、市それぞれが低炭素化に向けた取組を進め、生活や事業活動を見直して省エネルギーや新エネルギー<sup>3</sup>を利活用した機器等の導入を進めるなど、身近にできることから二酸化炭素排出を削減する取組と仕組みづくりが必要となっています。<sup>3</sup> 秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針を策定（平成 30 年度）

また、地球温暖化による気候変動の影響に対応するため、災害対応力についても強化を図る必要があります。

基本施策の実施状況 ～地球温暖化対策など地球環境の保全に取り組むまち～

基本施策	具体的取組	評価(※)	評価の説明や取組みに対する自己評価	担当課
2-1 二酸化炭素の排出量削減				
1 二酸化炭素の排出対策				
	自動車利用の抑制やエコドライブなどの啓発をします	B	公共交通所管課と連携したキャンペーンに加え、各種環境イベントにおいて、エコドライブやエコカーの周知啓発を行いました。	環境共生課
	公用車への低公害車の導入を進めます	B	公用車の更新時に初年度登録からおおむね10年を経過した車両を廃止し、環境に優しい低公害車を積極的に導入しました。 導入台数：九都県市指定低公害車10台	財産管理課
	低公害車への補助金の導入等を検討します	C	多種多様な低公害車の普及・啓発について検討していきます。 ※秦野市ディーゼル代替低公害車導入促進事業制度については、補助終了から6年を経過し、今後の財政的措置も予定していない	環境共生課
	交差点の改良により、交通の流れを円滑にします	B	市道14号線において、交差点改良に向けて実施設計を行いました。	道路整備課
	自家用車から公共交通機関利用へ移行する方策を実施します	A	自家用車から公共交通機関利用への転換を図るため、事業所自主参加型エコ通勤デーや交通スリム化キャンペーンはだの及び交通スリム化教育などの交通需要マネジメント（TDM）施策を進めました。 (令和元年度) 事業所自主参加型エコ通勤デー（通年型） 延べ参加人数：55,236人 CO2削減量（概算値）：約101 t 交通スリム化キャンペーンはだの（イベント型） 延べ参加人数：2,713人 CO2削減量（概算値）：約4.3 t 交通スリム化教育実施校：4校 アンケート調査の結果から、授業の実施により児童の交通・環境に対する意識の改善が確認できました。	交通住宅課
	事務所等でブラインド・壁面・屋上緑化を活用します	B	公共施設でゴーヤを使った緑のカーテンを設置するとともに、市民にゴーヤの種を配付しました。 配付数：57世帯	環境共生課
	市内二酸化炭素排出量を把握します	C	平成29年度における本市の二酸化炭素排出量を推計しました。 産業部門：266千t 民生部門（業務）：179千t 民生部門（家庭）：188千t 運輸部門：170千t 廃棄物部門：16千t 合計：820千t ※CO2排出結果が判明するのが2年後であるため、直近のデータはH29年度のもの（四捨五入のため合計値が合いません）。	環境共生課
	「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市形成を推進します	B	「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市形成を推進するために「立地適正化計画」を策定しました。	まちづくり計画課
2 気候変動の影響への対応策				
	河川の氾濫や道路の冠水を監視するライブカメラを設置するなど、水害時に被害を最小限にするための施策を実施します	B	市内13か所にライブカメラを設置し、非常時は職員が参集して情報収集を行い、迅速な対応ができる体制を整えています。	防災課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

基本施策の実施状況 ～地球温暖化対策など地球環境の保全に取り組むまち～

土砂災害警戒区域（土石流）のエリア内にある文教施設等に、土石流の発生を知らせる警報装置を配備します	B	北小・中学校、北幼稚園及び山辺保育園に土砂災害警報システムの設置並びに定期的なメンテナンスを行っています。	防災課
浸水被害の多い地区への迅速な対応のため、土のう置場を整備します	B	鶴巻温泉駅南口歩道橋下及び鶴巻北一丁目地内への土のうステーションを設置し、消耗した土のうの補充を行いました。	防災課
災害情報を市民自ら収集、活用できる体制を整備します	B	緊急情報メール配信や、Twitter及びホームページの更新を行っています。	防災課

2-2 省資源・省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入

1 省資源・省エネルギーの推進、自然エネルギーの導入

本市の特性でもある「水と緑」を生かした再生可能エネルギーの利用などを通じて、省資源・省エネルギーを進めます	B	公共施設において、小水力発電や太陽光発電、木質バイオマスボイラーによる暖房など、省資源・省エネルギーを推進しました。	環境共生課 こども育成課
バイオマスの活用について、関係法令の趣旨を踏まえ、調査・研究に努めます	B	「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」を策定し、積極的な導入に向けた調査・研究を行います。 木質バイオマス事業の可能性基礎調査（環境省間接補助事業）	環境共生課
エコチャレンジシートの配布・回収など意識啓発を進めます	C	簡易版環境家計簿「R01（キッズ）エコチャレンジシート」を作成し、婦人会や小学校を中心に配布し、意識啓発を行いました。また、モニター募集を実施しました。（応募なし）	環境共生課
省エネルギーや天体観察のイベントを実施します	B	地球温暖化防止月間： 親子イベント「作ってみようロケットストーブ」を開催しました。 参加人数：14人 省エネルギー月間： 親子イベント「身近にあるもので電気を作ろう」を開催しました。 参加人数：20人 星の観察会の開催（南が丘公民館） 参加人数：26人	環境共生課
再生可能エネルギー導入に対し補助を行います		※平成29年度事業終了	環境共生課
建築物の長寿命化に努めます	B	施設所管課と調整を図りながら計画的な改修等を行い、16施設において建物の長寿命化について、より効果のある工法や材料を選定しました。	公共建築課
橋りょうの長寿命化に努めます	B	橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、山内橋など8橋の修繕工事を実施するなど、継続して橋りょうの長寿命化に努めています。	建設管理課

2-3 大気汚染対策

1 大気汚染対策

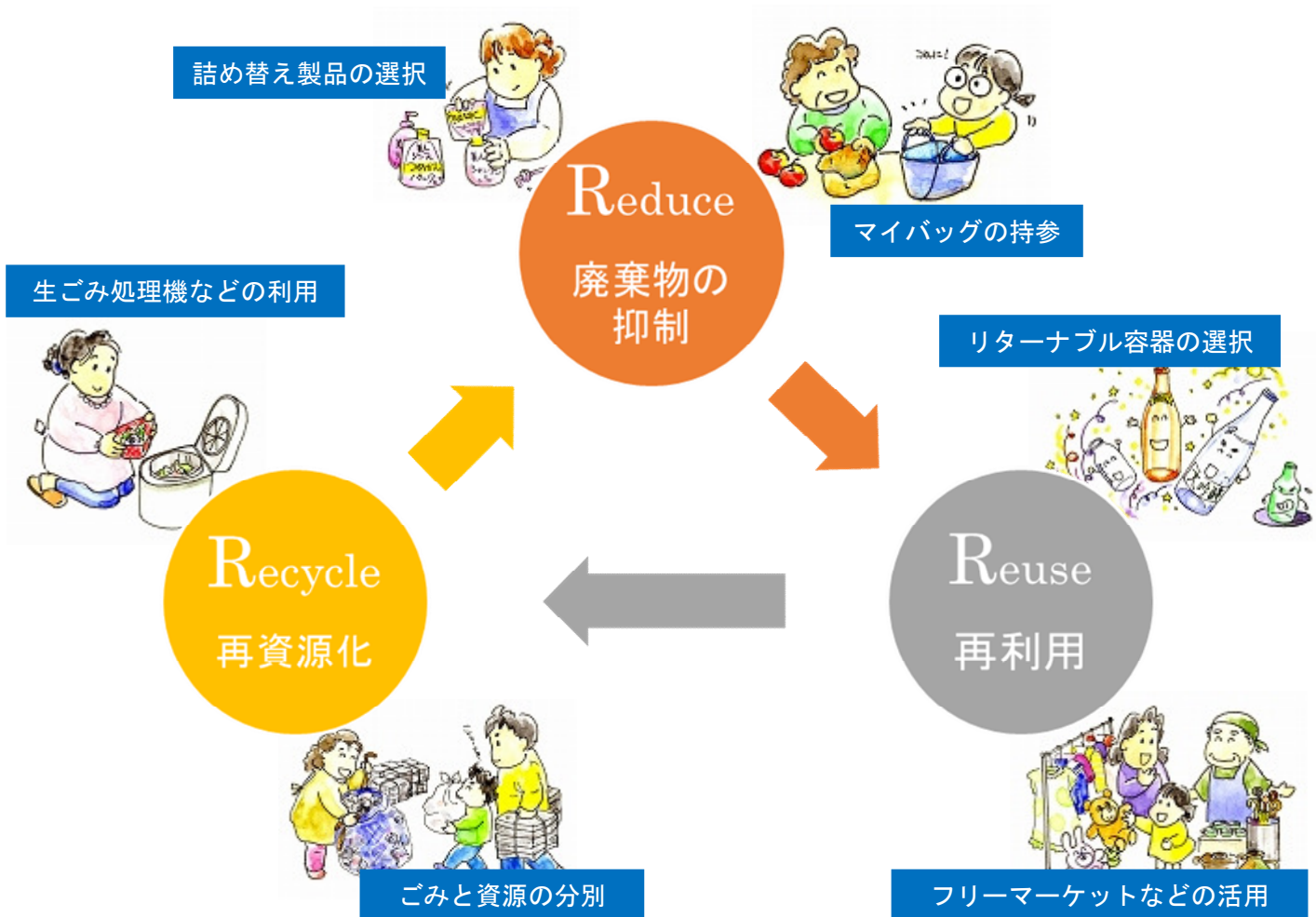
オゾン層保護の意識啓発を行います	C	※未実施 法規制等に準拠するため、直接的な意識啓発は行っていない。	環境共生課 生活環境課
事業者に対して、公害の未然防止の指導や監視体制を強化します	B	事業所の焼却炉ばいじん調査（2事業所）を実施しました。大気測定は、神奈川県設置している一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の2か所で測定し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄が達成し、光化学オキシダントが非達成でした。自排局では、測定した物質全てが環境基準を達成しています。	生活環境課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。





(3) ごみの減量と資源循環を進め環境への負荷が小さいまち  
～循環型社会の実現を目指して～



これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、私たち一人ひとりが生活に密着した身近な課題に真摯に取り組むことが、地球的規模の環境問題を解決する第一歩となります。

本市のごみ排出量は、平成 23 年度以降増加傾向にありましたが、平成 25 年度をピークに減少しています。

全国的に持続可能な社会の発展が望まれており、循環型社会の構築を目指した廃棄物の抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の 3R の促進が求められています。

また、木質バイオマスや廃食用油など、再生可能エネルギーの回収を促進していくことも必要となっています。

今後も、一層の排出抑制・資源化を推進し、市民のリサイクル意識の高まりに対応した収集・処理体制の整備が求められています。

基本施策の実施状況 ～ごみの減量と資源循環を進め環境への負荷が少ないまち～

基本施策	具体的取組	評価(※)	評価の説明や取組みに対する自己評価	担当課
3-1 3R(廃棄物の抑制・再利用・再資源化)の推進				
1 廃棄物の発生源対策				
	すぐごみとなるものを売らない、買わない運動など、市民や事業者に対する意識啓発を行います	A	自治会長及び廃棄物減量等推進員を対象に廃棄物減量等説明会を実施するとともに、市民の日等のイベント開催時の啓発活動の実施や民生委員児童委員協議会はじめ、さまざまな団体に対し出前講座でごみの減量啓発を行いました。 環境教育への支援の一環として、小学4年生を対象に「ごみの話」を実施し、児童のごみ問題やリサイクルに対する意識啓発を行いました。 実施回数：34回	環境資源対策課
	ごみ出しルールの周知を徹底します	A	廃棄物減量等推進委員をはじめとする自治会の協力により、各地区におけるごみ出しルールの周知活動を行うとともに、広報はだの特集号、ごみ減量通信等により周知徹底を図りました。	環境資源対策課
	多量な排出事業者を対象としたごみ減量の指導を強化します	A	多量な排出事業者に対し、調査廃棄物管理責任者の選任を依頼し、ごみ減量、資源化計画書を提出させるとともに、事業所への立ち入り調査を実施しました。	環境資源対策課
	生ごみ分別回収を推進します		※平成29年度事業終了	環境資源対策課
	過剰包装やレジ袋削減の啓発を推進します	B	神奈川県「レジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」に賛同し、各種イベントでエコバックを配布し、買い物の際はマイバッグの持参を呼びかけました。	環境資源対策課
	ごみの有料化について検討します	C	ごみ減量が進まない場合には、ごみの有料化の導入に向けた検討を進めます。	環境資源対策課
2 リサイクルシステムや拠点整備				
	集団資源回収や拠点回収、販売店回収に関するリサイクルの仕組みを充実します	A	集団資源回収実施団体に対し、4円/1kgの奨励金を交付しました。 また、資源物の回収拠点となるストックハウスを市内13か所に拡充し、公民館のストックハウスの回収品目を増やすなど、資源物を出しやすい環境を整備しました。	環境資源対策課
	廃食用油のステーション回収などを実施します	A	平成23年9月から廃食用油のステーション回収を実施し、37.94トンを集集し、飼料等に資源化しました。	環境資源対策課
	木質系粗大ごみ、布団及び毛布の資源化を推進します	A	平成25年6月から木質系粗大ごみの資源化を開始し123.62トンチップ化しバイオマス燃料に資源化しました。 また、平成27年4月から布団や毛布の資源化を開始し、21.01トン資源化しました。	環境資源対策課
	不用品交換制度やフリーマーケットなど、市民によるリサイクルの場づくりを支援します	A	「リユース！もったいないDay！」を年4回開催し、粗大ごみ等から再使用可能なものを販売し、市民のリユース（再使用）・ごみ減量の意識の向上を図りました。 また、民間団体と共催してフリーマーケットを実施した。 来場者数：約1,800名 粗大ごみリユース件数：1,091件	環境資源対策課
3-2 廃棄物の適正処理				
1 分別収集の徹底や適正処理				

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

基本施策の実施状況 ～ごみの減量と資源循環を進め環境への負荷が少ないまち～

産業廃棄物の適正処理や排出禁止物に関する、製品アセスメントの導入、下取り回収の徹底を促進します	B	神奈川県が実施している産業廃棄物の適正処理の促進について協力しています。	環境資源対策課
産業廃棄物の広域的处理体制等の整備促進を国・県に要望します	B	神奈川県都市清掃行政協議会及び全国都市清掃会議を通して国・県へ要望しました。	環境資源対策課
<b>2 再利用・資源化対策やごみの堆肥化の促進</b>			
廃棄物減量推進員と協力し、意識啓発を行います	A	自治会に配置している廃棄物減量等推進員及びリサイクル指導員と協力し、地域のごみ減量、環境美化の推進を図りました。	環境資源対策課
廃家電製品の引き取りや適正な包装、店頭回収などを、事業者に対して指導や働きかけを行います	B	家電リサイクル法の対象家電製品をリサイクル料金の先払い制に変更するよう県を通して国に要望しました。	環境資源対策課
生ごみ処理機、ディスプレイ等の購入を補助し、堆肥化物の活用ルートを確認します	B	家庭用生ごみ処理機の補助率を引き上げ、令和元年度は122件を対象に補助をしました。	環境資源対策課
<b>3-3 環境美化推進</b>			
<b>1 ポイ捨てごみ対策や不法投棄対策</b>			
ごみの散乱防止等に関する条例に基づき、散乱を防止します	A	環境美化指導員による啓発活動及び清掃活動の実施や市民参加による美化清掃（ごみゼロクリーンキャンペーン、市内一斉美化清掃）の実施などにより、市民の美化意識の高揚を図りました。	環境資源対策課
監視カメラやパトロールにより不法投棄の防止を強化します	A	市内22箇所に設置した監視カメラによる機械監視活動の実施や職員等によるパトロールの実施などにより、不法投棄の防止を図りました。パトロール日数：88日	環境資源対策課
<b>2 美化活動の支援・促進や意識の啓発</b>			
「はだの環境月間」などを通じ、意識の啓発や美化活動を促進します	A	「はだの環境月間」に市内4駅周辺でのごみゼロクリーンキャンペーンの実施や9月に市内一斉美化清掃の実施をし、市民の意識啓発を図りました。	環境共生課 環境資源対策課
地域や清掃ボランティア団体の環境美化活動に対して支援します	A	市民から清掃ボランティアを募集し、登録団体等の環境美化活動に対してゴミ袋を配布し、ごみの回収を行いました。	環境資源対策課
清掃ボランティアの育成に努めます	A	清掃ボランティアと協働でごみゼロクリーンキャンペーンを実施することで、美化意識の高揚と実践活動の促進を図りました。	環境資源対策課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。



(4) 丹沢の緑やまの景観が調和した健康な魅力あるまち  
～快適な都市空間の実現を目指して～



秦野のまちは、丹沢をはじめとする自然に囲まれた豊かな環境や長い歴史や文化の中で形づくられてきました。

しかし、都市化や宅地化、大規模建物の立地などで山並みや水辺など秦野らしい風景の特徴が薄れつつあります。

最大の魅力である緑豊かな自然や歴史的資源と調和した住環境の創出を進める必要があります。

また、人口の増加や住宅の密集などによる都市化が進み、生活に密着した騒音や振動、悪臭など公害苦情が増える傾向にあります。

事業者の周辺への配慮や住民同士の話し合いなど周辺の変化や相手の立場に気を配り、快適な生活環境を良好な状態に保つ必要があります。

基本施策の実施状況 ～丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち～

基本施策	具体的取組	評価(※)	評価の説明や取組みに対する自己評価	担当課
4-1 うるおいやゆとりあるまちづくり				
1 敷地内緑化の促進や公園・親水空間の整備				
	生垣設置の補助金交付など緑化の取組に対して支援します		※平成29年度事業終了	環境共生課 防災課
	公園や緑地緑道の整備を進めます	A	市民利用の利便性を向上させるため整備を進めてきた、カルチャーパーク再編整備事業が概ね完了しました。	公園課
	川の自然に配慮した整備を県に要望するとともに湧水・震生湖との触れ合い空間づくりを進めます	B	四十八瀬川の清流と自然を生かした、安らぎと潤いのある川づくりを目指した護岸及び河床の整備促進を県に要望しました。年間を通して多くの観光客が訪れる震生湖で、良好な景観の創出に向け、売店の撤去及び売店跡地の整地を行いました。	国県事業推進課 観光振興課
	川づくりや街路樹・公園などの手入れを進めます	B	都市公園等の美化及び施設の維持管理活動を行う団体を支援して、公園を愛護する思想の普及を図りました。 公園愛護会：68団体、84公園 都市公園等の美化を促進するため、市民等のボランティアによる美化活動を支援し、美化に対する市民意識の高揚を図りました。 公園アダプト：48団体 道路アダプト：24団体	建設総務課 公園課
	みどり保全地区指定・樹林保全地区指定・みどり基金などで緑を保全します	B	みどり条例に基づき、樹林保全地区等の指定をしている樹林地等へ奨励金を交付し、整備委託を希望する地権者に対しては、地権者・整備団体・市の三者契約により整備支援を行いました。 樹林保全地区：20か所 保存樹木：29本	環境共生課
2 計画的な土地利用の推進や快適な歩行者空間などの創出				
	山林や農地、林の保全など環境に配慮したまちづくりを進めます	B	都市マスタープランでは、環境に配慮した土地利用を方針として定めており、都市計画基礎調査の結果を踏まえて、土地利用や建物用途の現状評価から、都市マスタープランの将来都市像とかい離がみられる地区については、社会状況の変化、都市計画に関する法・制度の変更を踏まえ、都市マスタープランの改定時に見直しを行います。	まちづくり計画課 環境共生課
	地区計画制度や建築協定などの活用を指導し、計画的なまちづくりを進めます	B	秦野駅南口地区、曾屋弘法地区、西大竹尾尻地区、西田原地区、渋沢駅南口地区、今泉台地区、鶴巻温泉駅南口地区、落合延沢地区でそれぞれの地区の特性に応じて定められた地区計画を実施しています。	まちづくり計画課 都市整備課 建築指導課
	歩行者を大切に道づくりや自転車が走りやすい道づくりを進めます	B	市道戸川6号線など2路線においては延長1,302mイメージ歩道を整備しました。 市道9号線において、延長102mの歩道を設置しました。	建設管理課 道路整備課
	道路の不法占有物などを撤去します	B	道路パトロールを実施し、特に駅周辺の歩道に置かれている商品やのぼり旗などの撤去指導を行いました。	建設総務課
	駐輪場の整備や放置自転車の撤去を進めます	B	放置自転車の撤去を進めました。 撤去台数：600台（自転車：566台、原付バイク：34台）	地域安全課
	市民一人ひとりが身の回りから景観に配慮する生活美観の創出を推進します	B	第11回ふるさと秦野生活美観表彰を実施し、市民の日に啓発活動を行いました。	開発指導課
	駅周辺などで無電柱化や電線類の地中化を進めます	B	4駅周辺等の都市計画道路で整備を進めています。	建設総務課 道路整備課 都市整備課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

基本施策の実施状況 ～丹沢の緑やまの景観が調和した健康な魅力あるまち～

4-2 歴史や文化的遺産の継承			
1 歴史的資源の保全対策やふれあいづくり			
歴史的資源にふれあう機会をつくり意識啓発を行います	B	文化財保護意識高揚のため、文化財特別公開を継続して実施しました。期間中の来場者数1,369人 有形文化財等に対し、文化財保存管理奨励金を交付(25件)し、その保護に努めました。  特別展「秦野の平成史」や「遺跡・遺物が語るかながわ・秦野の歴史2019」、ミュージアムさくら塾(全4回開催、うち1回は震生湖の国登録意見具申をめざしたパネルディスカッション)、ミュージアムさくら工房「親子まが玉作り教室」、ミュージアム青空レクチャー、はだの史・発見展を開催するなど引き続き普及啓発活動の充実を図りました。 桜土手古墳展示館(現:はだの歴史博物館)入館者数:26,863人	生涯学習課
歴史的資源とハイキングコースの連携を進めます	B	平成26年度に作成した「鶴巻散策マップ」を増刷しました。	観光振興課 生涯学習課
歴史的建築物を調査しその保全に努めます	B	四ツ角周辺の近代化建築物の国登録について検討を行い、対象の洗い出しと所有者への説明を行ないました。 また、緑水庵(旧芦川家住宅)について、国登録記念物(建造物)への登録手続きを進めました。	生涯学習課
2 伝統・文化の保全、継承・活用対策			
伝統・文化の保全ならびに継承を図り、その活用に努めます	B	民俗行事を後世に伝承する一助となるよう、保存団体の保存活動事業に対して補助金を交付しました。 交付団体4団体(瓜生野百八松明保存会、下大槻百八炬火保存会、瓜生野盆踊り保存会及び秦野ささら踊り保存会)	生涯学習課
地域に残る伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存等を援助し、伝承の機会を広げます	B	第43回相模ささら踊り大会の会場市として、7月24日に市総合体育館メインアリーナで相模ささら踊連合会とともに大会を開催し、県の文化財に指定されている伝統的な相模のささら踊りを披露しました。	生涯学習課
伝統行事や郷土芸能などを観光に活用します	B	市観光協会と連携を図りながら「瓜生野百八松明」「節分祭」などの行事に関する情報を観光パンフレット、デジタルサイネージやホームページで紹介しました。 PR用の素材として、西大竹の石売りや、菖蒲のあくまっぱらいなどの映像を撮影しました。	観光振興課 生涯学習課
豊かな自然や文化的資産、地域の特性等を生かしたまちづくりに努めます	B	平成17年12月に制定した「景観まちづくり条例」に基づき、本市の豊かな自然、歴史・文化等、地域の特性を生かした景観まちづくりを推進しています。	開発指導課
山並みなどの自然と調和するまちづくりを進めます	A	山並みなどの自然と調和する景観を形成するため、「景観まちづくり条例」を制定するとともに、景観法に基づく「ふるさと秦野生活美観計画」を定め、建築物の外壁や屋根の色彩基準等を設けています。	開発指導課
彫刻のあるまちづくりを進めます	B	「彫刻のあるまちづくり事業」の市民理解を深めるとともに、野外彫刻の適切な維持管理に努めました。 合計:42点	文化振興課
4-3 公害対策			
1 悪臭防止対策			
悪臭の発生対策を進めます	B	悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、対象事業所を指導しました。	生活環境課
発生した苦情に対し、改善指導を実施します	B	悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、対象事業所を指導しました。発生した苦情に対し改善指導しました。 苦情件数:13件	生活環境課

(※) 評価: A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

基本施策の実施状況 ～丹沢の緑やまちの景観が調和した健康な魅力あるまち～

2 騒音・振動対策			
生活騒音対策や事業騒音、振動調査・対策を実施します	B	騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、指導しました。	生活環境課
工場の操業や深夜営業、建設工事などにおける騒音・振動に対して事業者を指導します	B	騒音・振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、指導しました。	生活環境課
中高層建物の建築について、電波障害により生活環境を阻害しないよう事業者を指導します	B	秦野市まちづくり条例施行規則の規定に基づき電波障害に関する指導を行いました。	生活環境課
自動車騒音調査を継続して実施します	B	騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の状況の常時監視を実施しました。 面的評価：22区間 騒音測定：3区間	生活環境課
道路の適正管理など、騒音・振動対策に努めます	B	路面の騒音・振動対策の一環とした舗装の打ち換え事業について、舗装打ち換え計画に基づき事業を実施しています。 令和元年度は、舗装工事として、延べ32路線、総延長約4.6km、また、補修工事（舗装）として、市道5号線外38路線を施工しました。  市内の国道、県道については、道路管理者により定期的にパトロールを実施しており路面の凹み等を見つけた場合には補修をしています。また、5年程度を目安に表層の打ち替えを実施しています。	建設管理課 国県事業推進課
3 有害化学物質の発生抑制対策や適正管理対策			
ダイオキシン類の調査や情報を公開します	B	神奈川県により実施された大気環境調査について県ホームページで公表しています。	生活環境課
有害化学物質等を周知します	B	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に基づき、神奈川県が県内の事業者から届出のあった化学物質の排出量・移動量等のデータを取りまとめ、県ホームページで公表しています。	生活環境課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。



(5) 環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり



事業所（株不二家秦野工場）と協働して実施したエコスクール

望ましい未来像を実現するためには、市民・事業者・市それぞれが積極的に行動することが求められます。

市民・事業者・市などが互いの設備や技術、知識、技能を有効に組み合わせ、協力して取り組み、それぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、自主性を相互に尊重・協力・補完し合いながら取り組むことが必要です。

基本施策の実施状況 ～環境学習などによる人材育成と協働・連携による推進体制づくり～

基本施策	具体的取組	評価(※)	評価の説明や取組みに対する自己評価	担当課
5-1 環境教育・学習の場づくりや人材育成				
1 行動するための知識や情報を身につける				
	エコスクールなど学校や地域で実践的な環境教育・学習の場をつくります	B	環境教育を支援するため、企業や市民団体の協力のもと、「はだのエコスクール」を開催しました。(全77回)	環境共生課
	実践活動や講師などとして派遣できる人材の育成・活用します	B	自然保護意識の普及と自然観察を指導できる指導員を養成するため、くずはの家で、自然観察指導員養成講座を開催しました。(全8回)	環境共生課
	「エコキッズはだの」の取組を推進します	B	自ら積極的に環境活動を推進し、地球環境対策を行動に移せる意識の高い子どもたちを育むための活動として定着し、園校それぞれの特性を生かした活動を実施しました。	教育研究所
	愛鳥モデル校を指定し、愛鳥活動を推進します	B	活動推進を図るために、西小学校を愛鳥モデル校として2年間(R01-02)指定し、市内の児童・生徒が愛鳥活動を通して、自然を大切にする心を養う活動を実施しました。	教育指導課 教育研究所
	「ふるさと秦野検定」などを実施し、環境保全の意識啓発を行います	B	はだのっ子アワード事業のふるさと秦野検定部門や体験活動部門において、ふるさと秦野の地理や自然について子どもたちが興味関心を高められるような取組を実施しました。特に体験活動部門では、公民館と連携して「体験活動ボランティアガイド」を開催し、地域と協働した事業推進を図りました。	教育研究所
5-2 市民参加による推進体制づくり				
1 環境活動の支援				
	活動のきっかけを作るため、環境月間等の充実を図ります	B	「第31回はだの環境月間」の事業の1つとして、市民が参加できる工作コーナー「ぶんぶんゴマを作ろう」をイオン秦野ショッピングセンターにおいて開催しました。また、講師を招き、小学生高学年を対象にクイズやエコキャンドル作りをして「地球温暖化と私たちの暮らし」について学びました。	環境共生課
2 取り組みのPR				
	環境情報の発信・啓発を進めます	B	環境月間、河川浄化月間等の各種行事や環境報告書等の環境情報などを、広報はだのやホームページなどで随時掲載しました。各種計画等の策定経過、環境審議会の議事内容の公表	環境共生課
	エコチャレンジシートの配布・回収などによる意識啓発を行います(再掲)	C	簡易版環境家計簿「R01(キッズ)エコチャレンジシート」を作成し、婦人会や小学校を中心に配布し、意識啓発を行いました。また、モニター募集を実施しました。(応募なし)	環境共生課
3 推進体制づくり				
	点検・評価・分析・活動するための人材育成を進めます	C	人材育成を進めるための体制づくりについて検討します。	環境共生課
	効率的・効果的に推進していくための連携を図る機会を作ります	C	※未実施	環境共生課
	市民・事業者・市による推進組織を作ります	C	推進のための組織づくりについて検討します。	環境共生課

(※) 評価：A=取組みに対し、ほぼ想定どおり進行している。  
 B=取組みに対し、一定の成果が上がっている。  
 C=取組みに対し、保留または見直しを検討している。

## (6) 基本施策別数値目標の達成状況

基本 施策	数値目標	基準値	現状値	目標値	(※)評価 【達成率】	担当課
		(平成26年度)	(令和元年度)	(令和2年度)		
1-1 生物多様性の保全再生						
	生き物の里における活動回数を60回にします	50回	91回	60回	A 【152%】	環境共生課
1-2 森林・里地里山の保全再生と活用						
	水源の森林エリアにおける森林整備(奥山を除く)面積を50haにします	42ha	48.7ha	50ha	A 【97%】	環境共生課
	森林整備事業への市民参加数を1,050人にします	900人	937人	1,050人	A 【89%】	環境共生課
1-3 農地の保全再生と活用						
	地産地消サポーター協力店数を38店にします	32店	47店	38店	A 【124%】	農業振興課
1-4 地下水・里川の保全と活用						
	河川的环境基準達成率を94%にします	82%	83%	94%	A 【88%】	生活環境課
	地下水位(監視基準点)122mを維持します	122m	121.8m	122m	A 【99%】	環境共生課
2-1 二酸化炭素の排出量削減 ※令和12年						
	平成42年※の市内二酸化炭素排出量を平成25年に比べ22.7%削減します	899,000t (基準年:平成25年)	820,000t (平成29年の実績値)	695,000t (令和12年度の目標値)	C 【39%】 削減量で算定	環境共生課
2-2 省資源・省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入						
	バイオマスストーブの設置補助件数を39件にします	19件	— 平成29年度事業休止 ※34件	(39件)		環境共生課
2-3 大気汚染対策						
	大気的环境基準達成率を100%にします	63%	83%	100%	A 【83%】	生活環境課
3-1 3R(廃棄物の抑制・再利用・再資源化)の推進						
	市民1人1日当たりのごみ排出量(資源物を除く)を581gにします	689.0g	613.0g	581.0g	B 【70%】 削減量で算定	環境資源対策課
3-2 廃棄物の適正処理						
	年間の総ごみ量に占める資源化量の割合を28.6%にします	24.5%	29.5%	28.6%	A 【103%】	環境資源対策課
3-3 環境美化推進						
	不法投棄物の撤去量を14tにします	17t	13t	14t	A 【108%】	環境資源対策課

(※)評価：A=目標値に対し、80%以上の達成率である。  
 B=目標値に対し、50%以上80%未満の達成率である。  
 C=目標値に対し、50%未満の達成率である。

基本 施策	数値目標	基準値	現状値	目標値	(※)評価 【達成率】	担当課
		(平成26年度)	(令和元年度)	(令和2年度)		
4-1 うるおいやゆとりあるまちづくり						
	公園美化ボランティア（里親制度） 団体数を <b>58団体</b> にします	46団体	48団体	58団体	A 【83%】	建設総務課
4-2 歴史や文化的遺産の継承 ※「はだの歴史博物館」に名称変更(令和2年11月)						
	特別展の入場者数を <b>14,100人</b> に します	13,504人	13,703人	14,100人	A 【97%】	生涯学習課
	桜土手古墳展示館※の入館者数を <b>26,600人</b> にします	24,185人	26,863人	26,600人	A 【101%】	生涯学習課
4-3 公害対策						
	自動車騒音の評価区間を <b>24区間</b> に します	16区間	22区間	24区間	A 【92%】	生活環境課
5-1 環境教育・学習の場づくりや人材育成						
	環境学習支援事業（エコスクール） の実施回数を <b>60回</b> にします	44回	77回	60回	A 【128%】	環境共生課
5-2 市民参加による推進体制づくり						
	数値目標達成率を <b>100%</b> にします	—	35%	100%	C 【35%】	環境共生課

※基準値及び目標値については、秦野市環境基本計画（第2次計画）後期基本計画策定時（平成27年3月策定）における年度としています。

(※)評価：A=目標値に対し、80%以上の達成率である。  
B=目標値に対し、50%以上80%未満の達成率である。  
C=目標値に対し、50%未満の達成率である。

## 参 考 資 料

- 1 地球温暖化問題に係る国際的な経過  
【平成 30 年度以降】
- 2 秦野市環境基本条例
- 3 用語解説

# 1 地球温暖化問題に係る国際的な経過（平成30年度以降）

## (1) 国際的な取組

平成30年12月2日から15日まで、ポーランド・カトヴィツェにおいて「国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）」等が開催され、パリ協定\*の実施指針を含め、5つの課題に対する協議・採択が行われた。

パリ協定	
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1992年 5月 気候変動枠組条約採択(大枠を規定)</li> <li>➢ 1997年12月 京都議定書採択(先進国のみ排出削減目標を義務付け) ⇒米国の不参加、途上国の排出増。全ての国が参加する公平で実効的な枠組み構築への要請の高まり。</li> <li>➢ 2015年12月 <b>パリ協定採択</b>(2016年4月に署名式)</li> </ul>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及【第2条1】。</li> <li>◆ 主要排出国・途上国(米国、中国、インド等)を含む全ての国が、①削減目標(注)を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し【第4条2及び9】、②自国の取組状況を定期的に報告し、レビューを受け【第13条7及び11】、③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う【第14条】。 (注)我が国は、2030年度に2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)を目標。</li> </ul>
早期締結の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パリ協定の発効要件:①55か国以上、②総排出量55%以上。(10月23日時点で83か国及びEU、約61.0%)</li> <li>◆ 米、中(9月3日)、インド(10月2日)に続き、10月5日にEU及び7加盟国が締結した結果、発効要件が満たされ、パリ協定は11月4日に発効予定。これを踏まえ、我が国として<b>一日も早くパリ協定を締結する必要あり</b>。 ※COP22は11月7～18日の日程で開催。</li> <li>◆ G7伊勢志摩首脳宣言の中で議長国として掲げた<b>本年中の協定発効との目標に向けた措置をとる必要あり</b>。</li> <li>◆ 今後の協定の<b>実施指針の策定交渉</b>において我が国の意向をより反映させるために、締約国として<b>参加する必要あり</b>。</li> </ul>

発効要件上の各国の排出量割合  
出典:第21回締約国会議報告書(2016年1月)  
※下線が締結済の国

国/地域	割合 (%)
中国	20.1
米国	17.9
EU (28か国)	12.1
インド	4.1
日本	3.8
ブラジル	2.5
カナダ	2.0
韓国	1.9
メキシコ	1.7
インドネシア	1.5
ASEAN	1.5
ロシア	7.5
その他	23.4

外務省HPより抜粋

## (2) 日本における取組

パリ協定採択後初めて策定される環境基本計画として、第5次環境基本計画が閣議決定（平成30年4月）された。これにより、SDGsの考え方も活用しながら分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくこととしている。

その中でも、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

また、気候変動適応法が公布（同年6月）され、我が国における適応策の法的位置づけが明確化されるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備された。

これより、気候変動対策の緩和策と適応策は車の両輪関係となり、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策が推進されていくこととなった。

## 2 秦野市環境基本条例

(平成12年3月24日条例第8号)

私たちのまち秦野は、周囲を山々や丘陵に囲まれ、ここに生活する人々の努力により「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」として発展してきた。

しかしながら、近年、人口増加による都市化が進行した結果、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁などの都市・生活型環境問題が進行している。

さらに、私たちは、物質的豊かさを追い求め、便利な生活を享受することによって資源やエネルギーを大量に消費する一方、環境問題は、地球的な規模にまで拡大し、将来の世代にまで影響を及ぼすことも懸念され、人の生存や動植物の生息をも脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

このような認識のもとに、自然と人とが共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、良好な環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、本市、市民、事業者並びに旅行者その他の滞在者及び通過者(以下「滞在者等」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に役立つものをいう。

(環境の保全及び創造に係る基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、本市、市民、事業者及び滞在者等の責務に基づいてこれらすべての者が役割を共有することにより、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する環境の保全及び創造に係る基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者及び滞在者等の意見を尊重して環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、本市は、基本理念にのっとり、本市の施策を策定するものとし、及びそれを実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(滞在者等の責務)

第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在等に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(環境月間)

第8条 本市は、市民、事業者の間に環境の保全及び創造について、関心と理解を深めるとともに、積極的に行動する意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、毎年6月1日から同月30日までとする。
- 3 市長は、環境月間には、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(環境の保全及び創造に関する施策)

第9条 市長は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施するものとする。



- (1) 大気、水及び土壌を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行うこと。
- (2) 動植物の多様性を確保し、並びに水及び緑を保全し、及びかん養するとともに、人と自然との触れ合いの場を確保すること。
- (3) 廃棄物の発生を抑制し、及びそれを適正に処理し、並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進すること。
- (4) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観を形成するとともに、歴史的かつ文化的遺産を保全し、及び活用すること。
- (5) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進すること。

(秦野市環境基本計画の策定)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その施策の基本方針となる秦野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に係る目標及び施策が具体的に示されるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な処置をとるとともに、第15条に規定する秦野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の保全及び創造に必要な規制処置等)

第11条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、法令又は条例に基づく規制処置その他の制度的処置を積極的にとるものとする。

(環境教育及び環境学習の充実)

第12条 市長は、市民等に対して、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その行動意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な処置をとるものとする。

(市民等の活動への支援)

第13条 市長は、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第14条 市長は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を市民等に対して適切に提供するように努めるものとする。

(秦野市環境審議会の設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に秦野市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。
- 3 審議会は、13人以内の委員により組織する。
- 4 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(環境報告書の作成、公表及び意見)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、本市の環境の現状並びに環境の保全及び創造についての施策等に関する環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、市民等及び審議会から前項の環境報告書に対する意見があった場合は、必要な処置をとるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第17条 本市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な体制を整備するものとする。

- 2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、庁内の総合的な調整を行う体制を整備するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。  
第1条第22号を次のように改める。  
(22) 秦野市環境審議会の委員  
別表第1職名の欄中「秦野市環境保全審議会」を「秦野市環境審議会」に改める。  
(秦野市環境保全条例の廃止)
- 3 秦野市環境保全条例(昭和48年秦野市条例第23号)は、廃止する。  
(秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 前項の規定により廃止する秦野市環境保全条例第6条、第7条、第9条から第27条までの規定、第30条、第32条、第34条、第36条、第42条及び第43条第2項の規定は、この条例の施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 前項の規定により、なおその効力を有するものとする規定は、この条例の施行日から起算して1年を超えない範囲内において別に条例で定める日にその効力を失う。  
(秦野市まちづくり条例の一部改正)
- 6 秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第 8 項を次のように改める。

(秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置の失効)

- 8 秦野市環境基本条例（平成 12 年秦野市条例第 8 号）附則第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとした秦野市環境保全条例(昭和 48 年秦野市条例第 23 号)第 34 条、第 36 条、第 42 条及び第 43 条第 2 項の規定は、この条例の施行日限り、その効力を失う。

### 3 用語解説

#### ◆ISO14000 シリーズ

国際的な非政府機関である国際標準化機構 (ISO) が制定する環境マネジメントに関する規格の総称で、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されています。平成8年度以降に環境マネジメントシステム (ISO14001) が発行され、ISO14000シリーズのうち、認証登録の対象となっているのは、ISO14001のみです。

#### ◆アイドリングストップ

自動車の駐停車時に原動機を停止すること。自動車排出ガスには窒素酸化物、二酸化炭素などが含まれ、大気汚染の原因や地球温暖化にもつながり、排出ガスによる悪臭や原動機による騒音など近隣環境に悪影響を与えることから、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では信号待ちや人の乗降などの短時間の停車や緊急自動車等のやむを得ない場合を除き、自動車の運転者に駐車時の原動機停止を義務付けています。

#### ◆アダプトプログラム

市民と行政との協働事業の一つで、1985年アメリカのハイウェイの美化清掃が始まり。市民団体が公園や道路など公共施設の里親 (アダプト) になり、任された施設の管理を行うことです。

#### ◆一酸化炭素 (CO)

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガスに含まれています。

#### ◆エコキッズはだの (学校版環境ISO)

平成16年に策定された「はだの子ども教育プラン」の基本コンセプトである秦野の自然、風土、産業、伝統、文化等「ふるさと」秦野の環境・地域資源を生かした教育を進めることを実現させるための事業の一つとして位置付け、秦野市環境行動目標に掲げられた「秦野の環境について知る・語る・行動する」を継続的に実現させるものとして事業を推進しています。

すべての市立幼稚園・保育園・こども園、小・中学校でエコキッズ取組宣言を設定し、子供たち全員が参加できる環境活動を実施しています。

#### ◆環境学習支援事業 (はだのエコスクール)

環境教育を支援するため、企業や環境団体の協力のもと「はだのエコスクール」を平成

19年度から開催しています。エコスクールでは、教育現場で通常のカリキュラムで対応が困難な部分や本市の地域特性の部分など、行政、企業、環境団体等のノウハウを必要としている場合に、環境施策の推進のため実施しています。

#### ◆エコチャレンジシート

家庭での地球温暖化対策を進めるため、電気・ガス・灯油・ガソリン・軽油・水の消費量や環境への取組状況調査を進めるためのチェック表。

#### ◆エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

#### ◆SDGs

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

#### ◆NPO

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動法人のこと。

#### ◆エネルギーミックス(長期エネルギー需給見通し)

エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示すものです。

#### ◆温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

#### ◆温室効果ガス吸収源

国は、森林吸収・都市緑化等の吸収源活動により、平成42(2030)年度の目標として、約3,700万t-CO<sub>2</sub>(2013年度総排出量の▲2.6%相当)の吸収量を確保することとしています。

### ◆河川の環境基準

本市では、河川の水質汚濁を把握するため6河川7地点で年6回の定期水質調査を実施しています。

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目：カドミウム等27項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目：BOD等5項目）に分かれ、それぞれ維持することが望ましい基準が設定されています。

なお、前者は全ての公共用水域に一律に適用され、後者は河川の利用目的等を考慮して各河川に定められ適用されることとなっています。

本市の河川は、金目川、葛葉川、水無川、室川及び四十八瀬川がA類型（甲水域）、大根川がC類型（乙水域）に指定されています。

【水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成25年3月27日環境省告示第30号）】

#### ○ 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	フッ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ホウ素	1mg/ℓ以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

#### ○ 生活環境の保全等に関する環境基準（河川）

項目 類型	基準値					該当水域 昭和47年3月17日 神奈川県告示第250号
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	金目川(土屋橋上流端～上流 区域)四十八瀬川(甲水域)
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	大根川(乙水域)

◆環境基準

環境基本法第 16 条で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と定義されている行政上の達成目標とされています。

◆規制基準

公害関係法令及び神奈川県公害防止条例で、事業者等が遵守すべき大気汚染、水質の汚濁や土壌の汚染の原因となる物質の排出、騒音、振動、悪臭に関する基準をいいます。

【騒音の規制基準（県条例から抜粋）】

	午前 8 時 ～午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 11 時	午後 11 時 ～午前 6 時
第一種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

【振動の規制基準（県条例から抜粋）】

	午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第一種低層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域	65 デシベル	55 デシベル
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域	65 デシベル	60 デシベル
商業地域		
準工業地域		
工業地域	70 デシベル	60 デシベル
工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域	65 デシベル	55 デシベル

#### ◆経営耕地

農家が経営する耕作地のことです。

#### ◆交通需要マネジメント（TDM Transportation Demand Management）

交通需要マネジメントとは、自動車利用の方に、様々な方法で交通行動の変更を促すことにより、都市や地域レベルで道路交通混雑を緩和する方法。やさしくいうと、自動車の使い方を工夫することによって、全体の交通量を減らす考え方です。

#### ◆国有林・公有林・私有林・民有林

国有林は、国が保有する森林。個人や会社などが保有する森林を「私有林」といい、県や市町村などが保有する森林を「公有林」といいます。「私有林」と「公有林」の総称を「民有林」といいます。

#### ◆COP（気候変動枠組条約締約国会議）

2014年12月1日から12月12日まで、ペルーの首都リマで気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）、京都議定書第10回締約国会議（CMP10）が開催されました。昨年9月に開催された国連気候変動サミットでは、2020年以降にスタートさせる新たな枠組みについて、今回のCOP20で草案を起草し、2015年12月パリで開催されるCOP21で「意味ある合意」をまとめるという総括文書を発表しています。

一昨年ポーランド・ワルシャワで開かれたCOP19では、日本は「2005年度比3.8%減」という20年までの削減目標を発表しました。

日本はCOP21に向け、2015年7月、「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減」の約束草案を提出しました。

2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、1997年の京都議定書以来18年ぶりとなる法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、今世紀後半には温室効果ガスの排出源と吸収源の均衡達成（人間活動からの温室効果ガスの排出を地球が温室効果ガスを吸収できる能力の分までに抑えること）や、この長期目標の実現のために排出削減策を前進させ続けなければならないこと（5年ごとの排出削減目標更新）など、世界の気温上昇を2度未満に抑えるための取組が合意されました。

#### ◆コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市形成

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めることです。



#### ◆里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。一般的に主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いです。

#### ◆自動車騒音の評価区間

自動車騒音の監視については、平成 24 年度から、騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務について、神奈川県から秦野市に移譲され、市内の全評価対象区間を 5 年間に分け、年度ごとの評価を積み上げることにより、市内全評価対象区間の面的評価を実施しています。

事務移譲時の平成 24 年度において、全評価区間は 23 区間で、初年度として 6 区間の評価を実施し、平成 25 年度は 4 区間、平成 26 年度は 6 区間の評価を実施しています。平成 26 年度において、秦野市が実施した評価区間の積み上げは、合計で 16 区間となります。

また、同年に道路の整備状況から評価路線を 1 区間加えて、平成 26 年度における全評価区間を 24 区間としたため、平成 32 年度の目標値を全評価区間数である 24 区間としました。

#### ◆湘南里川づくり

県では、平成 19 年度から「県民との協働による湘南里川づくり」に、地域の皆さんや流域の市(平塚市、秦野市、伊勢原市)と連携して取り組んでいます。

湘南里川づくりとは、湘南地域のふるさとの川である金目川水系の河川等を地域の貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、市民と行政の協働により清掃、植栽、生き物観察会など河川等の保全・活用に取り組む活動のことです。

#### ◆新アジェンダ 21 かながわ

平成 4(1992)年 6 月に開催された地球サミットで採択された 21 世紀に向けた環境と開発の統合のための具体的行動計画である「アジェンダ 21」の採択を受けて、神奈川でローカルアジェンダ「アジェンダ 21 かながわ」を採択し、推進母体として「かながわ地球環境保全推進会議」を発足させました。その後の環境問題に対する国内外の情勢に対応するため、平成 15(2003)年 10 月に、推進会議では、県民、企業、NPO 等、行政の協働により、改めて新しいローカルアジェンダとして「新アジェンダ 21 かながわ」を採択しました。

平成 27 年 7 月、かながわ地球環境保全推進会議は「新アジェンダ 21 かながわ」を見直し、県民の日々の生活、企業の事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を、10 の項目、90 の行動メニュー「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10(てん)トライ」として取りまとめました。

#### ◆振動

我々が生活している大地は絶えず微振動しています。振動の単位は dB (デシベル) であ

り、人間が体で感じることができる振動は、おおよそ 55dB からです。気象庁震度階では 55 から 65dB を震度 1 (微震)、65 から 75dB を震度 2 (軽震)、それ以上は 10dB 間隔で震度が増えるとしています。

### ◆ 3 R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで、廃棄物の抑制 (リデュース・Reduce)、再利用 (リユース・Reuse)、再資源化 (リサイクル・Recycle) の三つの語の頭文字をとった言葉。

### ◆ 生活騒音

法令の規制対象とならない、一般家庭からの生活に伴って発生するボイラー、室外機の音、ペットの鳴き声等の音をいいます。

### ◆ 生活排水

し尿、炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことです。

### ◆ 製品アセスメント

環境への負荷の少ない製品を提供するために、開発・設計段階からその製品の環境負荷をあらかじめ評価し、より環境にやさしいものづくりを行う手法のことです。

### ◆ 生物多様性

同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあります。そして、大気・水・土壌などさまざまな環境に適応して多様な生物種が存在し、海洋、森林、湖沼などいろいろな生態系を形成しています。こうした生物の多様さを総称して生物多様性といえます。

### ◆ 大気環境基準

大気汚染を未然に防止するため、人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい環境の指標として、環境基準が定められています。この行政上の目標である環境基準を達成するため、大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められています。

### ◆ 騒音

「好ましくない音」の総称で、その大きさは、デシベルで表わします。騒音はその音の質、周囲の状況、人の感受性や健康状態が大きく影響します。何デシベル以上の音を、騒音と感ずるかは、人によって差があります。

#### ◆窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

燃焼一般に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素の酸化や空気中の窒素が酸化され発生する気体。主な発生源は、石油を燃焼するボイラーと自動車などで、一酸化窒素と二酸化窒素が代表的で、光化学スモッグの原因物質と考えられています。

#### ◆TEQ

ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に、異性体ごとの毒性強度と存在量を考慮して算出した濃度であることを明示するための記号です。

#### ◆低公害車

電気自動車など運行に伴う排出ガスを排出しない自動車または、排出ガス排出量が相当程度少ないと認められる自動車。例としては、電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車・低燃費かつ低排出ガス認定車。

#### ◆dB（デシベル）

騒音の大きさを表わす単位です。騒音は、通常の間人が聞き得る最小の音を0デシベル、耳に痛みを感じる音を130デシベルとし、この間を感覚等分して決めたものです。デシベルと感覚との関係は10デシベル大きくなると聴覚上は音が倍になったと感じます。

#### ◆二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

主に火山噴火などの自然現象により発生するほか、石炭や重油など硫黄を含む化石燃料の燃焼により生ずる刺激臭を有する気体です。

#### ◆二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

一酸化窒素が大気中で酸素と接触し、二酸化窒素となります。二酸化窒素はそれ自体の毒性のほか、光化学スモッグの原因にもなっています。また、気象条件により高濃度となります。

#### ◆バイオマスエネルギー・木質バイオマス

生物由来の再生可能な有機物資源（バイオマス）を用いたエネルギーのこと（化石資源を除く）。廃棄される紙や家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥、建設発生木材などがあります。間伐材など、木材に由来する生物資源を木質バイオマスといいます。

#### ◆BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、河川等の汚濁を示す代表的な指標です。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示しています。

#### ◆ヒートポンプ

空気中など熱を集め、熱エネルギーに転換する仕組みのこと。冷蔵庫やエアコン、ヒートポンプ式給湯器などに使用されます。燃焼式システムの場合は、主に化石燃料を燃焼させることで熱を生み出しますが、ヒートポンプ式では、空気中の熱を利用し熱を生み出すため、二酸化炭素の削減に効果があります。

#### ◆ビオトープ

ギリシャ語の「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Topos の合成語（ドイツ語で Biotop）で、動物や植物の生息・生育環境のうち湖沼、林野のように環境条件及び動植物の生態構成が比較的一様な地理的最小単位をさします。

#### ◆pg（ピコグラム）

物質の重量を表す単位の一つ。1pg は 1 兆分の 1g。

#### ◆ppm (Parts Per Million)

微量な物質の濃度や含有率を表すのに用いられる単位で、100 万分率を示します。例えば、1 ppm は 100 万分の 1 の含有率を示します。1ppm=1,000ppb

#### ◆ppb (Parts Per Billion)

ppm より 1000 倍大きな分率で 10 億分率を示します。例えば、1ppb は 10 億分の 1 の含有率を示します。1ppb=1,000ppt

#### ◆ppt (Parts Per Trillion)

ppm より 100 万倍、ppb より 1000 倍大きな分率で 1 兆分率を示します。例えば、1ppt は 1 兆分の 1 の含有率を示します。

#### ◆ふるさと秦野生活美観表彰制度

景観まちづくりに貢献したと認められる個人や団体、景観まちづくりに寄与している建築物等、屋外広告物のうち、特に優れているもの、やさしさや潤いを感じられるものについて、その所有者や設計者等に対して行う表彰制度です。

#### ◆μg（マイクログラム）

物質の重量を表す単位の一つ。1μg は 100 万分の 1g。1μg=1,000ng

#### ◆モニタリング

大気汚染の状況などを把握するための継続調査・観測のことです。

# 令和2年度秦野市環境標語 入賞作品

「特選」 市の宝 この名水を 次世代に 一般 相原キミ子さん

「特選」 もってます エコな心と マイバック 西小学校 五年 諸星 侑さん

「入賞」 どこいった？ 春夏秋冬 かくれんぼ 大根小学校 五年 児玉 結さん

「入賞」 今日の節約 未来の資源 末広小学校 一年 長野 桜さん

「佳作」 ポイ捨てで 自分のマナーも 捨てないで 大根小学校 六年 伊藤 由美さん

「佳作」 ごみわける ちきゅうをまもる おてつだい 北小学校 二年 菅沼立夏子さん

「佳作」 緑に囲まれ 深呼吸 北小学校 六年 寺田 歩美さん

「佳作」 魚には 必要ないよ ゴミマスク 北小学校 四年 山口 蒼太さん





**令和2年度秦野市環境ポスター 最優秀作品**

- |     |       |        |         |
|-----|-------|--------|---------|
| 上段左 | 中学校の部 | 南中学校2年 | 多出村柚佳さん |
| 上段右 | 中学校の部 | 北中学校2年 | 三須 一心さん |

**国際ソロプチミスト秦野賞 環境賞作品**

- |    |   |        |         |
|----|---|--------|---------|
| 下段 | — | 北小学校4年 | 外久保結斗さん |
|----|---|--------|---------|



## 秦野市環境報告書

令和2(2020)年11月発行  
編集発行 秦野市環境産業部環境共生課  
秦野市桜町一丁目3番2号  
電話 0463-82-5111 (代表)  
URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>